

タイにおけるミャンマー人移民労働者の実態と問題の構図 ——南タイ・ラノーンの事例から——

藤田 幸一*, 遠藤 環**, 岡本 郁子***
中西 嘉宏***, 山田 美和***

Labour and Livelihood of Myanmar Migrants in Ranong under the Current Legal Environments in Thailand

FUJITA Koichi*, ENDO Tamaki**, OKAMOTO Ikuko***
NAKANISHI Yoshihiro*** and YAMADA Miwa***

Abstract

The Thai economy is supported by a large number of unskilled migrant workers from the neighbouring countries, especially Myanmar, since the late 1980s. However, the Thai government's system of receiving migrants has been largely defective, due to internal inconsistencies and conflicts among the different agencies of the government. Based on recent household-level surveys on Myanmar migrants in Ranong, southern Thailand, we delineate their work and living conditions—how they work hard for wages lower than the minimum wage that leave them with no surplus for remitting to their home country yet a large amount of debt, as well as the harassment and abuse they suffer in the hands of Thai government officials, etc. We also show the actual situation of Myanmar sex workers, including the serious problem of human trafficking they face. By interviewing various government agencies (including the police, labour department, hospitals, etc.), business associations, and NGOs, we show how the “structure” in which the Myanmar migrants are situated has emerged and is maintained.

Keywords: Myanmar migrants, Ranong, fisheries and processing industries, Thai government policies, NGOs, sex workers

キーワード：ミャンマー人移民，ラノーン，漁業・水産加工業，タイ政府の移民受け入れ政策，
NGO，セックス・ワーカー

* 京都大学東南アジア研究所：Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University
e-mail: kfujita@cseas.kyoto-u.ac.jp

** 埼玉大学経済学部：Faculty of Economics, Saitama University, 255 Shimo-okubo, Sakura-ku, Saitama City 338-0825, Japan

*** 日本貿易振興機構アジア経済研究所：Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization, 3-2-2 Wakaba, Mihama-ku, Chiba City 261-8545, Japan

は じ め に

1. 背景

近年のグローバル化は、世界中で国境を越えたヒトの移動を活発化させている。東南アジア大陸部では、東西冷戦が終結した1980年代末以降、タイ周辺諸国が市場経済化を推進する中、またタイとの経済格差の力に吸引されるかの如く、タイに向けたヒトの移動が増大している。¹⁾ 国境を接するカンボジア、ラオス、ミャンマー（ビルマ）の3カ国（以下、CLM）からの流入人口のうち、圧倒的シェアを占めるのはミャンマー人である。労働省雇用局によれば、2009年のタイの外国人労働者は不法滞在者を含め200万人を超えると推定される。²⁾ タイの労働人口は約3,800万人（2009年）であるから、5%強になる。このうち、CLM出身でかつ労働許可証取得者が約144万人で、その8割以上がミャンマー人であることから、ミャンマーの労働人口を約3,000万人³⁾とすれば、（労働許可証のない不法就労者も相当数いるので）少なくともそのおよそ4%がタイで就業していることになる。

ミャンマーでは、1962年に始まるネー・ウィン主導の「ビルマ式社会主義」（Burmese Way to Socialism）体制が1988年に崩壊した。主な原因は、「ビルマ式社会主義」が破たんし、経済的困窮が頂点に達した国民の不満が、民主化運動という形で爆発したことであった。⁴⁾ 民主化運動（1988年）の弾圧により、学生を含めて運動を指導した多くのミャンマー人がタイへ逃れ、またその後の軍事政権による対外開放政策が、一般労働者のタイなど周辺諸国への出稼ぎを誘発した。ミャンマーの国内経済は、改革により回復・発展するが、1990年代後半、特に1997年のアジア通貨危機以降は改革の速度が落ち、部分的には後退する。国際援助がほぼ停止（中国を除く）した状況下で、経済は必ずしも順調な発展軌道に乗っておらず、人々の生活もあまり向上していない〔藤田 2005〕。さらに、軍事政権下で政治的自由が奪われ、国民（特に少数民族）に対する弾圧は絶えない。ミャンマーからタイへのヒトの移動の増大は、両国間で大きく広がった経済格差に加え、かかるミャンマーからの非経済的なプッシュ要因にも起因してきたのである。⁵⁾

1) 当該地域におけるもう1つの大きなヒトの流れとして、中国（特に雲南省）からミャンマー、ラオスへの移動があるが、その性格はタイ周辺諸国からタイに向けた移動とは全く異なる。

2) バンコクの労働省雇用局における聞き取り（2009年8～9月）、および入手資料による。

3) ミャンマーの労働人口について信頼に足る数値はない。人口約6,000万人（1983年以降国勢調査は行われておらず、これも推計）に対し、1983年の労働力率35.7%をそのまま仮定すれば約2,140万人が労働人口となるが、ミャンマーでも急速に少子化が進行しているので、労働力率を仮に50%とした。ちなみにタイの労働力率は58.5%である。

4) 軍事政権は、同政権主導で実施した1990年選挙において圧勝を収めた民主化勢力への政権移譲を拒絶し、国際世論の強い批判にもかかわらず、政権の座に居座り続けた。

5) 2010年11月8日には国政選挙が行われ、20年以上続いた軍政に終止符を打ち、ついに「民主化」が果たされた。民主化は形式だけという批判もあるが、一方では急速な政治・経済改革が進展しており、世界中がその動向を注視している。

1980年代末以降のCLMからタイへの未熟練労働者流入は、タイ経済の高度成長への突入とタイ人の東・東南アジアへの出稼ぎの増大に伴うタイ国内の労働力不足を背景とするものであった。以下、今日に至る経緯を、タイ政府の政策対応を含め、整理しておこう。

世界的なナショナリズムの台頭により、1930年代以降、それまで活発であった国際的労働移動は急速にしばんだ。それが主に中東への移動という形で再び盛んになるのは、二度のオイル・ショック後である。タイから中東への出稼ぎも急増し、1987年にはタイ人の海外出稼ぎ労働者8.55万人のうち、7.48万人（87.5%）は中東であった〔丸岡1990: 169〕。⁶⁾

タイ経済は、第2次大戦後、コメなど伝統的一次産品輸出に依存する経済を基盤として工業化への道を歩み始めるが、1980年代半ばまでは農産加工や繊維など軽工業が中心であり、農村には季節的失業が蔓延していた。変化の最大の契機は1985年のプラザ合意による円高であった。円高で多くの日本企業がタイに進出し、またそれまでに輸出工業化を達成した新興工業国NIES（韓国、台湾、香港、シンガポール）からの直接投資も続いた。それ以後、1997年のアジア通貨危機までの10年以上、タイ経済は毎年10%に近い高度成長を達成する。1人当たり所得3,000ドル以上を「上位中所得国」と定義する世界銀行に従えば、1996年に2,965ドルに達したタイはその時点ではほぼ「中進国」の仲間入りを果たす〔末廣2009〕。高度成長の過程で、農村（特に東北タイ）からバンコク首都圏への出稼ぎが急増し、農村の季節的失業は急速に解消に向かった。

一方、中東へのタイ人出稼ぎ労働者の流れはしだいに緩慢になり、1988年をピークとして中東から東アジアや東南アジアへシフトする〔中川2003〕。その後、1990～91年の湾岸危機・湾岸戦争により、タイ人を含め多くの中東出稼ぎ労働者が帰国を余儀なくされたが、戦争終結後も多くのタイ人は中東には戻らず、台湾、ブルネイ、シンガポール、マレーシアなどへ向かい〔同上書〕、⁷⁾ またタイ人女性の家事労働のための出稼ぎが増大した。⁸⁾

こうして1980年代末以降、タイ国内の労働力不足が激化し、CLMからの未熟練労働者の流

6) 東北タイの農村からの当時の出稼ぎの実態については、ウドンタニ県一農村の事例研究である鈴木〔1995〕がある。それによると、中東への出稼ぎは1975年から始まり、1983～85年がピークであった。

7) タイ人の1990年の出稼ぎ先別労働者数は、中東27,392人、東アジア12,229人、ASEAN諸国17,263人であったが、1993年には中東17,019人、東アジア77,661人（うち台湾66,891人）、ASEAN諸国40,939人（うちブルネイ14,750人、シンガポール14,171人、マレーシア11,358人）、1994年には中東17,614人、東アジア105,861人（うち台湾91,162人）、ASEAN諸国44,626人（うちブルネイ16,553人、シンガポール15,100人、マレーシア12,232人）となった〔Chalamwong 1998〕。かかる中東から東・東南アジアへのシフトの背景には、中東における未熟練労働者の実質賃金の大幅な下落があった。そのため、たとえばバングラデシュでは、湾岸戦争前後で、農村からの中東出稼ぎ労働者の上層から中下層へのシフトが観察されている〔Moazzem and Fujita 2004: 69〕。

8) こうしてタイは、労働者の送り出し国でかつ受け入れ国という二重の性格を帯びるようになった。ちなみに政府統計では、最近のタイからの海外出稼ぎ者数は16.2万人（2008年）であり、台湾（5.2万人）、シンガポール（1.6万人）、韓国（1.3万人）などとなっているが〔Thailand, Department of Employment (Ministry of Labour) 2007: 43〕、実際にはもっと多く、約40～80万人といわれている〔浅見2003: 22〕。

入が加速化することになったわけであるが,⁹⁾ その受け入れ体制は未整備であった。というのは、ナショナリズムが世界的高揚をみた1930～40年代にタイ政府は外国人労働者を厳しく制限する法律を次々と制定したが、それらの法律の条文の多くが現在まで引き継がれており、外国籍の未熟練労働者が就労を目的として合法的にタイに入国することは実質上ほとんど認められていなかったからである〔浅見 2003: 23〕。また、1970年代末に制定された外国人雇用法と入国管理法は、日本人、中国人、アメリカ人などの外国企業関係者が対象であり、未熟練労働者は想定外であった。そこでタイ政府がとった政策は、閣議決定によってその流入をいわば「半合法」的に認めることであった。つまり、入国管理法と外国人雇用法の法律上は不法でありながら、¹⁰⁾ 住民登録と労働許可の付与によって認めることにしたのである。¹¹⁾

「半合法」的受け入れは1992年の閣議決定から始まり、まずタイ・ミャンマー国境の9県、5業種に限定した4年間の労働許可が付与された。その後もタイ政府は、同様の手法で一定期間、特定業種、特定地域のみという条件付きで未熟練労働者としての外国人の就業を認めた。CLMからの出稼ぎ労働者（登録者のみ）は、概数で1994年の18万人から96年には30万人に増加し、うちミャンマー人が25万人を占めた〔中川 2003: 112〕。¹²⁾ また不法労働者も1990年代に増大し、1994年には52.5万人（うち約3分の2はミャンマー人）に達した〔同所〕。

その後、1997年7月のタイ・パーツの暴落に端を発したアジア通貨危機によって事態は急変し、タイ政府は一転、CLMからの出稼ぎ労働者の締め出しを図る。¹³⁾ しかしそれは一時的なも

9) ただし、労働力不足に対するその時点でのタイ経済の対応としては、外国人労働者の受け入れではなく、労働節約技術の採用を伴う産業構造高度化という選択肢もあった（現にたとえば日本は、基本的にそのような道を歩んできた）。中川は、タイ政府が外国人労働者受け入れに寛容な政策を採用した背景として、国内の人的資本形成の遅れに基づく熟練労働者の不足があったと指摘している〔中川 2003: 121〕。熟練労働者が十分に育っていない状況では、産業構造高度化の推進という選択肢は採りにくかったと考えられる。確かに、1993年の中等教育就学率をみると、タイは男38%、女37%にすぎず、韓国（男93%、女92%）、マレーシア（56%と61%）はもちろん、フィリピン（1987年で67%と69%）、インドネシア（48%と39%）、中国（60%と51%）、インド（59%と38%）よりも低かった事実がある〔World Bank 1996: 200-201〕。ただし、その後現在までの間に、タイではかなり急速な改善をみた。2005年の中等教育就学率をみると、日本100%、香港80%、韓国90%、マレーシア76%、ベトナム69%の次にタイ64%が続き、フィリピン61%、インドネシア58%を抜くに至った〔UNDP 2007: 269-272〕。

10) 1979年入国管理法では、旅券や査証なしに不法入国した者は、処罰され強制退去される。しかしその第17条に規定された内務大臣の裁量により、不法労働者は登録をすれば特別な場合としてタイでの滞在を認められることとなった。また1978年外国人雇用法は、農業、建設などを含む一般労働への外国人就労を禁止しているが、同法12条によって、CLM出身者の雇用を特定業種において一時的に認める運用がなされた。

11) 竹口〔2011〕は、タイ政府の外国人労働者受け入れ政策の優れたレビューである。

12) 最終的に43県、11業種において303,988人に労働許可が与えられた〔Regional Thematic Working Group on International Migration Including Human Trafficking 2008: 97〕。「96年のアムネスティ」〔中川 2003: 119〕と呼ばれる。

13) 危機発生から1998年7月までに約23万人の不法労働者が主にミャンマーへ送還された〔中川 2003: 123〕。

のに終わり、ほどなく再び受け入れ政策に回帰する。その理由は、通貨危機からの回復がかなり早かったことに加え、タイ人労働者がすでにいわゆる 3D（危険 dangerous、汚い dirty、きつい demanding or difficult）の仕事を忌避する傾向を強めていたことである。¹⁴⁾ 未熟練労働者の受け入れ政策への回帰は、2001 年のタックシン政権の発足によって決定づけられた。タックシンは、それまでの特定業種、特定地域という制限を撤廃してすべての地域・業種に門戸を開放し、2001 年だけで 57 万人弱 [Regional Thematic Working Group on International Migration Including Human Trafficking 2008: 97] に労働許可を与えた。さらに 2004 年にも 128 万人強の不法労働者の住民登録を完了し、85 万人弱に労働許可を与えた [ibid.]。その後 2009 年には、CLM 出身の登録済み労働者は約 144 万人に達している [IOM 2009: 31]。

ただし、以上のような「半合法」措置は大きな問題をはらんでいた。第 1 に、手続きが複雑で費用（労働許可証発行手数料プラス健康保険料）も高く、手続きをしない不法労働者が絶えなかったことである。そのため、外国人登録は 2004 年の 128 万人強をピークとして減少を続け、2008 年にはその 3 分の 1 しか達成できない状況となった。第 2 に、年々の閣議決定によって労働許可期間が異なり、また新規登録者を受け付けたり既存の更新しか認めなかったりさまざまで、移民労働者の法的地位は常に不安定であった。第 3 に、「半合法」であるために本稿で後に指摘するような外国人労働者の人権問題が噴出し、内外から批判を浴びたことである。

以上を背景に、2008 年、タイ政府は「2008 年外国人雇用法」を制定し、「半合法」措置を根本的に改め、完全合法化する新しい政策を打ち出した。すなわち、CLM からの移民労働者は、タイ政府とそれぞれの国の労働省同士を窓口として斡旋・雇用される者のみが就労できること、また彼らは出身国政府発行の旅券（タイだけで通用する暫定旅券）をもち、タイ政府から査証の発給を受け、入国管理法上も合法的に入国、滞在、就労するというものである。^{15),16)}

14) 「外国人労働者に深く依存しているタイ経済の構造をあらためて露呈させた。高度経済成長の過程で進展した国内労働者の部門間移動が不可逆的なものであり、タイ人労働者と外国人労働者の間には著しい分断が存在するという国内労働市場の構造が浮き彫りになった」[中川 2003: 124]。あわせて Martin [2004] も参照。

15) この制度運用に先立つ大きな問題は、すでにタイにいる移民労働者の取り扱いであったが、タイ政府は、CLM との取り決めに基づき、彼らについても国籍証明手続きを通じて完全合法化する措置を適用することとした [IOM 2009]。

16) タイとミャンマーの二国間で合意されたミャンマー人の国籍証明手続きは、次の通りである。まず、タイ労働省が把握したミャンマー人名簿をミャンマー労働省に送り、ミャンマー政府が国籍を証明する。証明を受けた者は、原則として一度タイからミャンマーへ戻り、タチレク、ミャワディ、コートウンのいずれかでミャンマー政府発行の暫定旅券を取得する。タイ政府は、メーサイ、メーソート、ラノーンで、その旅券に対して査証および労働許可証（2 年間有効）を発行する。ただし、本論文で後にラノーンの事例を紹介するように、国籍証明手続きは 2010 年 6 月末日以降、One Stop Service Center と呼ばれるタイ国内の施設でも可能となった。

2. 本論文の課題

労働省雇用局によれば、2009年の登録済みミャンマー人移民労働者は約110万人で、県別にみると、バンコク（195,244人）を筆頭に、サムットサーコーン県（152,707人）、チェンマイ県（65,988人）、スラタニー県（60,787人）、プーケット県（56,705人）、サムットプラカーン県（49,290人）、ラノーン県（48,992人）、ターク県（45,316人）と続く。¹⁷⁾ 大部分のミャンマー人は陸路でタイに入ってくるが、主なルートは、北から、タチレクーメーサイ、ミヤワディーメーソート、スリーパゴダパス―サンクラブリー、コータウン―ラノーンである。また国境に接した町のうち、多数のミャンマー人労働者が滞在するのはメーソートとラノーンであり、そこからバンコクやサムットサーコーン（マハーチャイ）などへ移動する労働者も多い（ラノーンからスラタニー、プーケットなどへの移動も多い）。ちなみに、国境を接しているラノーン県やチェンマイ県、ターク県ではCLM出身者のほぼ100%がミャンマー人である。

CLMからタイへの移民労働者にかんする研究は、「質・量ともにタイ人研究者による研究（大半はタイ語で書かれている：引用者註）が外国人研究者を圧倒している」[浅見 2003: 25]が、その大部分は1996、97年に刊行されており、¹⁸⁾ タイ政府やタイ人研究者が当該問題について、1995年頃になって大いに関心を示し、多くの調査研究が集中的に行われたことがわかる。当時、タイ政府は、大量の、しかも増加し続けるCLMからの移民労働者に対していかに政策的に対応するか模索しており、彼らの生活や労働実態にかんする知見を必要としたのであろう。

1996～97年以降、研究の数は急減するが、移民労働者の劣悪な労働条件・環境、生活の困難、子どもの権利といった「人権」問題を扱った研究が増加する。英語文献だけでも、Lee [2005]の本格的研究をはじめ、労働条件にかんする研究 [Chantavanich *et al.* 2007a]、児童労働の研究 [Chantavanich *et al.* 2007b]、子どもの教育問題の研究 [Chalida 2010; 野津 2010]、子どもの無国籍問題についての報告 [ILO 2006]、ミャンマー人家政婦の研究 [Panam and Khaing Mar Kyaw Zaw 2008]、セックス・ワーカーとそれに関連するHIV/AIDS問題を取り扱った報告 [Brahm Press 2004; World Vision Foundation of Thailand 2006; IOM 2007; 2008; IPSR 2009]、人身取引にかんする研究 [山田 2009]、タイ政府による移民労働者の悪用・虐待の「告発」書 [Human Rights Watch 2010] などである。またいち早く、ラノーンのセックス・ワーカーとHIV/AIDS問題を取り上げた文献として、Asia Watch and the Women's Right Project [1993] と Chantavanich *et al.* [2000] がある。

17) サムットサーコーン県とサムットプラカーン県はバンコク近郊にあり、水産加工場の集積地である。

18) 浅見 [2003] の参考文献に掲載されたタイ語文献は23編に及ぶが、うち17編までが1996年ないし97年に刊行されたものである。

以上のような研究動向は、「半合法」状態にある移民労働者とその家族の人権問題の深刻さとそれに対する社会的関心の大きさを示すものである。しかし従来の研究は、特定の人権問題に興味を集中するあまり、ともすれば全体としての問題の「構図」を示すことができずにいるように思われる。ここでわれわれがいう問題の「構図」とは、大略以下のようなことである。

タイ経済は、1985年のプラザ合意による円高を契機として、今日までに自動車、鉄鋼、石油化学に代表される重化学工業化に成功し、熟練労働者やホワイトカラー層を中心とする「中間層」を多く生み出すに至っている。1997年のバース暴落を契機とする経済危機からもあまり時間をかけずに回復した。2010年には1人当たり国民所得が4,210ドルに達し〔World Bank 2011〕、堂々たる「中進国」として成長を続けている。ただし同時に、1990年代初頭、タイは周辺諸国から未熟練労働力を受け入れる政策的選択を行い、それ以降、比較劣位化していった農林水産業、建設業、サービス業（女中、店員など）、ないし繊維を中心とする労働集約的工業などにおけるいわゆる3D労働の供給を、周辺諸国からの移民労働者に依存し続けてきた。よってタイ政府は、基本的にはCLMからの未熟練労働者の受け入れに積極的にならざるを得ない。しかし政府内には、主に治安維持上の理由からその受け入れに批判的な勢力がいる。軍、警察、入国管理局などがその典型である。さらに外国人労働者の医療保健や教育など社会福祉面での負担を懸念する者もいる。タイ政府が、外国籍の未熟練労働者の流入を認めていない入国管理法や外国人雇用法を改正せず、閣議決定という手段で「半合法」的にしか彼らを受け入れてこなかった所以と考えられよう。

しかし、「半合法」ゆえの多くの問題が噴出した。特に、移民労働者の人権侵害の問題は重大である。労働者の「半合法」的地位につけ込み、警察や入管などが労働者やその家族にハラスメントを与える（逮捕して罰金をせしめ、そこから組織的に私的利益を得るなど）といった問題、また労働省が、不法就労している外国人労働者の摘発には熱心でも、最低賃金を払わなかったり労働者を不法雇用したりしているタイ人雇用主には甘い対応をしがちであるという問題もある。タイ人雇用主は、メーソートやラノーンなど国境の向こう側から低賃金で働く労働者がいわば無限に流入してくる町では、最低賃金をはるかに下回る賃金しか払っていないのが実情である。また労働許可証の取得にかかる諸費用や警察や入管などへの罰金も労働者にとっては大きな負担となり、したがって彼らの生活は苦しく、送金もあまりできない状況にある。より高い賃金を求めてラノーンやメーソートからバンコク、サムットサーコーンなどへ不法に移動する労働者が絶えないのは、当然の帰結であろう。

タイ経済は、もはやCLMからの未熟練労働者なしには成り立たない構造になっているにもかかわらず、労働者やその家族を正規に受け入れる体制がいつまでも整備されないために、さまざまな人権侵害が生じているのである。

以上が本稿でいう問題の「構図」である。

本稿の目的は、第1にラノーンのミャンマー人移民労働者の就業や生活の実態を詳細に明らかにすること、第2に、ラノーンを事例に、上記のようなタイにおけるミャンマー人労働者をめぐる問題の「構図」を具体的に描き出すことである。そのため、さまざまな職種のミャンマー人労働者に対する綿密な調査と、タイ政府の異なる省庁出先および公的機関（労働省、魚公設市場、内務省、警察、市役所、国立病院、市立クリニックなど）や企業家団体、NGO、ラーニング・センター（NGOが運営するミャンマー人子弟のための学校）などに聞き取り調査を実施した。調査は、2008年の予備調査、2009年の本調査、2010年の補足調査の3回にわたって実施した。なお、われわれの調査時には既述の国籍証明手続きによる「完全合法化」はまだ始まったばかりであり、ミャンマー人移民労働者は基本的に旧制度下の「半合法」状態にあったことを付記しておく。

タイにおけるミャンマー人移民労働者の従来の研究は、メーソート、サムットサーコーンなどに偏っており、ラノーンの研究は非常に少ない。本稿は、労働者世帯の調査を含むラノーンの本格的な研究として希少価値があろう。またラノーンは、多くの若い男性が漁船に乗って過酷な労働をした後、数日間、陸に上がってくる町である。そこではセックス・ワーカーが働く施設ができることが多い（ただし、漁業とは関係のないタイ人を顧客とする施設も多くある）。われわれの調査対象の労働者の中には、11人のミャンマー人セックス・ワーカーも含まれており、本稿では人身取引被害の実情などその実態解明も行う。

以下、本稿の構成は次の通りである。まずI章でラノーンの産業構造と雇用事情を記述し、その中におけるミャンマー人移民労働者の位置づけについて述べ、タイ人雇用主や政府関係部局の政策・対応を概観する。II章では、独自の世帯調査に基づき、ミャンマー人移民労働者の世帯構成、住居、法的地位、ミャンマーでの出身地とそこからの移動プロセスについて述べた後、就業者の就業実態について職種別に詳細に明らかにする。III章では、職種グループ別に、世帯を単位とした家計経済の所得・支出構造を整理・分析し、また耐久消費財の保有状況について明らかにする。IV章では、セックス・ワーカーの就業と生活の実態および問題点について明らかにする。V章では、ミャンマー人労働者とその家族の医療保健と教育の現状および問題点を述べる。最後に、以上を踏まえ、本稿の結論を述べる。

I ラノーンの雇用事情とミャンマー人移民労働者

ラノーンの町の北西にはミャンマーとの国境をなすクラブリ川がアンダマン海に注ぎ込み、対岸にはミャンマー最南端の町コートウンがある（図1）。ラノーンは、ミャンマー領沖合を中心に操業する漁船が水揚げする一大水産基地であり、漁業および水産加工業を基盤にした町で

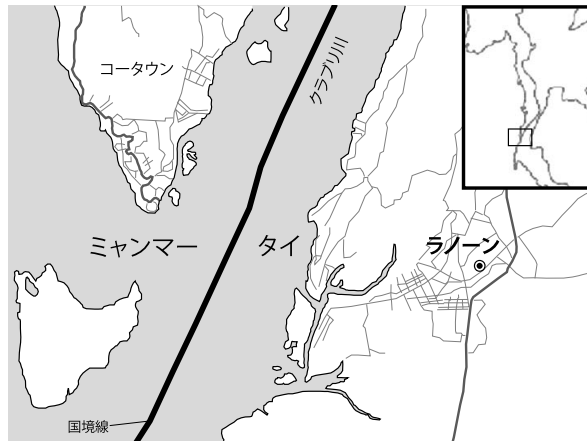


図1 ラノーンの位置

ある。われわれの調査時（2008～10年）には、漁業とその関連産業のみならず、農業、林業、建設業、商業・レストラン、家事労働、さらには性産業に至るまで、底辺で働く未熟練労働者の大部分がミャンマー人移民という状況であった。

ランーン県の人口は40万人弱で、うちタイ人が約18万人、¹⁹⁾ ミャンマー人が約20万人である。²⁰⁾ ミャンマー人とタイ人の人口比は、大雑把にはメーソート3:1、ブーケット1:4に対し、ランーンは1:1である [Clarke 2009: 1070]。なお、2002年と少しデータは古いですが、労働省雇用局によると、ランーン県における登録済み外国人労働者22,406人（男13,877人、女8,529人）の職業別分布をみると、漁業および漁業関連が10,617人（47.4%）で最大、続いて農業3,697人（16.5%）、一般労働者3,638人（16.2%）、家事労働者1,806人（8.1%）、工場労働者1,717人（7.7%）、畜産931人（4.2%）であった [World Vision Foundation of Thailand 2004]。

表1は、ランーン県の県内総生産とその産業別シェアをやや長期にみたものである。1980年代初頭のランーン県経済は圧倒的に林業によって成り立っていたが、林業は1980年代半ばにかけて急速に衰退した。漁業は1986年頃から活況を呈し、以来1990年代半ば頃までは急成長を遂げるが、90年代半ばから停滞・縮小期に入り、それが回復をして再び急速な成長を遂げるのは2003年以降のことであった。ランーン魚公設市場における2009年のわれわれの調査によると、ミャンマー人漁業労働者は20年ほど前から増加し始めた。それ以前は主に東北タイか

19) ランーン県庁資料では、2010年のタイ人人口は182,067人（男94,625人、女87,442人）であった。

20) ランーン病院院長からの聞き取り（2010年9月）。ただし推計には大きな幅があり、たとえばランーン市議会議員の1人によると（同時期調査）、約30万人に達するのではないかという。

表1 ラノーン県の県内総生産とその産業別シェア

	タイ人・人口 (千人)	名目 県内 総生産 (100万 パーツ)	名目 成長率 (%)	実質 成長率 (1988年 価格) (%)	漁業 名目 成長率 (%)	漁業 実質 成長率 (1988年 価格) (%)	名目総生産の産業別シェア (%)					
							作物 (1)	畜産 (2)	林業 (3)	農林業 (1)+(2)+(3)	漁業	その他
1981	87	3,492	-	-	-	-	2.4	0.8	48.5	51.7	8.2	40.1
1982	90	3,206	-8.9	n.a.	53.5	n.a.	2.8	0.7	28.5	32.0	19.2	48.8
1983	93	2,836	-13.0	n.a.	-43.7	n.a.	3.3	1.4	28.2	32.9	15.1	52.0
1984	97	3,317	14.5	n.a.	-7.6	n.a.	2.8	1.3	36.4	40.5	12.0	47.5
1985	99	2,974	-11.5	n.a.	-28.7	n.a.	3.3	1.1	30.6	35.0	10.4	54.6
1986	105	3,835	22.5	n.a.	9.4	n.a.	3.0	1.6	42.0	46.6	8.9	44.5
1987	109	4,063	5.6	n.a.	45.8	n.a.	3.4	2.0	31.8	37.2	15.5	47.3
1988	112	4,591	11.5	n.a.	40.4	n.a.	5.2	2.0	21.5	28.7	23.0	48.3
1989	119	6,534	29.7	n.a.	34.6	n.a.	5.3	1.4	17.7	24.4	24.7	50.9
1990	123	7,974	18.1	n.a.	35.5	n.a.	5.3	1.1	14.4	20.8	31.4	47.8
1991	125	9,468	15.8	n.a.	26.9	n.a.	3.6	1.2	12.3	17.1	36.2	46.7
1992	126	11,000	13.9	n.a.	29.0	n.a.	4.2	1.3	7.3	12.8	43.9	43.3
1993	128	12,240	10.1	n.a.	2.6	n.a.	4.5	0.8	10.9	16.2	40.5	43.3
1994	130	11,109	-10.2	n.a.	-23.3	n.a.	7.3	0.9	0.0	8.2	36.2	55.6
1995	145	14,402	22.9	n.a.	39.6	n.a.				9.3	46.2	44.5
1996	150	14,495	0.6	n.a.	-0.4	n.a.				8.3	45.7	46.0
1997	154	13,771	-5.3	n.a.	-16.5	n.a.				8.1	41.3	50.6
1998	158	13,950	1.3	n.a.	-2.4	n.a.				10.9	39.8	49.3
1999	162	10,770	-29.5	n.a.	-64.2	n.a.				10.4	31.4	58.2
2000	166	11,504	6.4	n.a.	17.4	n.a.				10.4	35.6	54.0
2001	169	10,646	-8.1	n.a.	-15.5	n.a.				8.2	33.3	58.5
2002	172	10,256	-3.8	n.a.	-21.7	n.a.				12.5	28.4	59.1
2003	176	11,479	10.7	13.4	9.7	22.2				16.8	28.1	55.1
2004	175	14,153	18.9	16.6	34.8	62.5				14.8	35.0	50.2
2005	177	14,645	3.4	2.4	-9.3	-1.9				16.9	30.9	52.2
2006	180	15,517	5.6	2.5	0.3	6.4				19.2	29.3	51.5
2007	183	15,997	3.0	4.6	-1.1	9.8				19.6	28.1	52.3
2008	185	17,490	8.5	6.2	5.9	10.8				21.1	27.3	51.6
2009	188	18,197	3.9	4.1	9.9	4.6				19.3	29.1	51.6

出所：NESDB, *Gross Regional and Provincial Product 2000 Series*

注：2009年の為替レートは、1パーツ≒2.8円

らの出稼ぎ労働者によって担われていたが、1990年にサイクロンがラノーンを襲い、多数の死者を含む深刻な打撃を与え、それを契機に東北タイの労働者が急速にミャンマー人労働者に代替されていったという。1986年以降の漁業の活況は、当初は東北タイ、1990年代以降はミャン

マー人の労働者によって支えられてきたのである。²¹⁾

なお2003年といえば、サイアム・ジョナサン社 (Siam Jonathan) (2002年設立) がミャンマー政府とタイ人船主の独占的仲介を認められ、同社を介して、タイ船籍の漁船がミャンマー政府に入漁料を支払った上で、正式にミャンマー領沖合でトロール網漁を行うことが可能になった年である。すなわち、2003年以降のラノーンの漁業の回復は、ミャンマー領沖合の豊かな漁業資源に依存するものであったと考えられる。1987年から1990年代半ばまでの最初の漁業の状況は、ミャンマー領沖合以外の海域での操業に依存するものであり、漁業資源の枯渇とともに90年代半ば以降、漁業は不況に見舞われたのではないかと。また、サイアム・ジョナサン社は、1回の出漁につき船主から50,000 バーツの手数料を徴収してきたが、2009年から35,000 バーツに引き下げたのは、今度はミャンマー領沖合の漁業資源も枯渇し始めたことの証左と考えられるのではなかろうか。

つまり、ラノーン経済は、1980年代までの森林資源に始まり、80年代半ば以降今日までの漁業資源に至るまで、常に自然資源の「収奪」によって成り立ち、資源の賦存状況の変動とともに盛衰を繰り返してきたといえる可能性が高いのである。²²⁾

表1によると、2009年のラノーン県の県内総生産(名目)の約30%が漁業、約20%が農林業で、残りが「その他」である。「その他」の中では、水産加工業が大きなシェアを占めていることはいうまでもない。国家統計局の労働力調査(Labour Force Survey)に基づくラノーン県庁情報によると、ラノーン県における2010年の15歳以上のタイ人人口は144,136人で、うち労働力人口と就業人口はそれぞれ105,562人、103,906人、失業者が1,656人(季節的不就業者はゼロ)であった。²³⁾ 一方、ミャンマー人移民のうち、合法的就労者は216人、「半合法」的就労者(住民登録・労働許可手続きをした者)は41,640人であった。²⁴⁾ このほか、不法就労者も多数にのぼるとみられる。

21) ラノーン警察署長まで登りつめた警察官OBによると、1984～90年の最初のラノーン勤務時代にはすでにクラブリ郡を中心に多くのミャンマー人がいた。検問ポイントは1カ所のみで、7日有効のボーダー・パスを持つミャンマー人が次々に流入し、タイ人雇用主は低賃金で雇うことができた。不法滞在者は7日間禁固した後強制送還したが、すぐに戻ってきた。低賃金で過酷な労働に耐えられるミャンマー人がしだいにタイ人労働者を代替していったという。

22) ラノーン商工会議所は、ラノーン経済が年々縮小しており、また森林、鉱物、漁業など資源の枯渇・劣化が進んでいるとの認識を示した上で、工場団地造成など新たな土地利用計画の策定、思い切ったインフラ投資(大型船が着岸できる港湾整備、バンコクまでの4車線ハイウェイ、鉄道など)、新たな産業の誘致などを通じて、地域経済の活性化が必要であるとわれわれに強く訴えた(2010年9月調査)。

23) タイの労働力調査は四半期ごとに行われており、この数値は第2四半期のもの。ちなみに第1四半期には、15歳以上人口143,475人、労働人口109,074人、就業者108,666人、失業者408人、季節的不就業者ゼロ、第3四半期には、15歳以上人口144,765人、労働人口98,292人、就業者97,256人、失業者1,036人、季節的不就業者ゼロ、第4四半期には、15歳以上人口145,315人、労働人口109,551人、就業者108,836人、失業者431人、季節的不就業者284人であった。

24) ラノーン県労働省雇用局情報(2010年9月調査)。なお同数値は、2004年31,979人、2005年24,571人、2006年21,296人、2007年17,809人、2008年18,494人、2009年48,635人であった。2009年の急増は、現行制度下における住民登録・労働許可取得のための最終年であったことが影響している。

「半合法」的就労者は、実際には、雇用の事実が発生してから住民登録と労働許可証の取得を行うことになる。その際、雇用は、形式的には以下の手順を踏んで行われる。まず労働省雇用局が、タイ人雇用主から希望する職種および雇用人数を把握し、その求人情報をまずタイ人向けに流し、応募者がなければ移民労働者を割り当てるという手順である。移民労働者の就業が認可されているのは39の業種のみであるが、いわゆる3Dが多くタイ人の応募はまずないのが実態であり、移民労働者が必然的に雇用されることになる。2010年のラノーンの希望雇用人数は8,845人であり、別途、ラノーン県雇用局がその裁量で決めることができる割り当ては50,822人であった。この数値は、上記の「半合法」的就労者の数(41,640人)を上回っていたことになる。

CLMからの移民労働者の住民登録制度はTR38/1と呼ばれるもので、移民の住民登録フォームに記入して郡役所(またはラノーン市役所)に届け出るとIDが取得できる。²⁵⁾そしてIDが取得されると労働許可証の申請資格が生じ、労働許可証の取得が済めば、無事「半合法」的就労者となるわけである。

タイ人労働者の空白を埋めるはずのこうしたミャンマー人労働者の雇用について、地元ラノーンのタイ人住民の少なくとも一部は不満をもち、政府に苦情を寄せている。²⁶⁾それは、ミャンマー人労働者がタイ人の雇用を脅かしていること、特に彼らが39の職種以外でも実際には働いているということに対する不満である。

一方、タイ人雇用主は何をを考え、どういう問題に直面し、行動しているのであろうか。以下、2010年9月に実施したラノーンの2つの企業家団体、タイ産業連盟(Federation of Thailand Industries)ラノーン県支部²⁷⁾とラノーン商工会議所(Chamber of Commerce, Ranong)²⁸⁾に対する聞き取り調査をもとに、その一端を明らかにしておこう。

まず商工会議所によると、ラノーンの企業を大企業と中小企業にわけるとすれば、前者は「勤勉な」ミャンマー人労働者を低賃金で雇用できるため非常に満足しているが、後者は勤勉なミャンマー人労働者を低賃金で雇えることに概ね満足していると同時に、労働者の高い移動

25) ラノーン県では、郡(アンブー)、村行政区(タムボン)、村(ムーバーン)の各段階に移民管理委員会が設置され、2000年には、村長を通じて移民一人ひとりの滞在期間、就労状況などを把握し、適格者には登録のうえ、IDカードが発行された。移民各世帯について、構成員、合法・不法の別、その他生活状況にかんするデータが整備されており、郡の移民管理委員会が管理している。2008年と2010年にはその情報をもとに移民の再調査が行われた。

26) われわれの調査の中でも、労働省雇用局およびラノーン商工会議所で同様の話を聞いた。

27) タイ産業連盟ラノーン県支部は1996年に設立され、1999年からラノーン福建協会(Ranong Association of Fujian)と共同で事務所をもっており、会員約30人の約半分が福建人を中心とする中国系、残りがタイ系である。1人の企業家が複数の工場を経営している場合が多いので、工場数としては100以上ある。年会費は2,400バーツであり、月例会議ではミャンマー人労働者問題など経営問題について話し合われている。

28) ラノーン商工会議所は1993年設立で、会員は80人、うち9人がタイ産業連盟ラノーン県支部の会員を兼ねており、また商工会議所の副会頭はタイ産業連盟ラノーン県支部の副会頭も兼任している。

性に悩まされているという。法律的には、ミャンマー人労働者も最低賃金法の適用を受け、ラノーン県では1日8時間労働で173 バーツ（2010 年）であった。しかし（特に中小企業の場合）実際にはそれを大きく下回る賃金しか支払っていないため、サムットサーコーンなど、国境地帯から遠く、法定最低賃金がより高く、かつ法をより遵守せざるを得ない地域へ労働者が移動していく誘因は常にあるのである。²⁹⁾

たとえば、タイ産業連盟ラノーン県支部の会頭（福建出身の中国系タイ人）は、魚粉工場、製氷工場、船修理工場の3つの工場を経営し、労働者数はそれぞれ92 人（うちミャンマー人80 人）、37 人（同22 人）、15 人（同12 人）であったが、ミャンマー人労働者を、最低賃金を大幅に下回る1日100 バーツで雇用していた。³⁰⁾ 会頭自身、それがより高い賃金を求めてサムットサーコーンなどに労働者が頻繁に移動していく原因であることを知りつつ、対岸のコータウンにはいくらかでも労働者予備軍がおり、すでに雇用しているミャンマー人労働者を通じて新規労働者を調達することはきわめて容易なので、最低賃金まで賃金を引き上げる必要はないという。さらに、タイ人を雇うと初期投資がかさむので6 カ月以上勤務してもらわないと採算に合わず、したがってミャンマー人の場合、労働許可証の取得費を立て替え、かつ立て替え費用の回収が済まないうちにサムットサーコーンなどに移動したとしても、結果的にはタイ人を雇うよりも安く済むという。³¹⁾

実態としてはおそらく、大企業は政府の目もあるので最低賃金に近い賃金で雇うが、³²⁾ 中小企業はそれよりもはるかに安い賃金で雇い、結果的にラノーンがサムットサーコーンなどタイの他地域にミャンマー人労働者を供給する基地の役割を果たしているのであろう。

次に、タイ政府によるミャンマー人移民の取り締まりについて述べておこう。

ラノーン県はミャンマーと169kmの国境線で接しているため、公式の越境ポイントはコータウンーラノーンのみであるが、それ以外の国境線を越えてミャンマー人が入ってくる（特に、クラブリ郡では川幅が狭く浅いため、泳いで渡ってくる者が多い）。不法入国者は、逮捕されればすぐ強制送還となるが、多くは不法に入国してから住民登録と労働許可証の取得手続きを

29) ミャンマー人は、労働許可証を取得しても、雇用先が所在する郡を越えての移動が禁止されているので、本来はサムットサーコーンなどへの移動は不可能なはずであるが、実際にはブローカーの手助けで簡単に移動できる。ただし、タイ産業連盟ラノーン県支部会頭によれば、ミャンマー人労働者の中には、ブローカーから高い賃金を提示され移動したものの、実際にはラノーンより賃金が低かったというケースもあり、その場合労働者が自力でラノーンに帰ってくることは難しく、そのうち警察に逮捕されてミャンマーに強制送還され、その後再びラノーンに戻ってきた例もあったという。

30) ただし、日曜出勤には2倍の200 バーツを支払い、中国正月にはボーナスも支給している。労働者用宿舎も用意している。

31) ラオス人を雇用することも可能だが、ブローカー（ラオス人、タイ人の両方のブローカー）への支払いがかさむ（約10,000 バーツ）ので問題だという。

32) ただし2009年のわれわれのミャンマー人労働者の世帯調査では、大手の水産加工工場も最低賃金をはるかに下回る賃金でミャンマー人女性を雇用していた（後述）。ただし、2010年の調査では、国籍証明手続きの開始と関連するのであろうか、最低賃金まで賃金が引き上げられていた。

して「半合法」的就労者となる。

ラノーンのミャンマー人移民による不法労働の取り締まりは、入国管理局、労働省雇用局、警察、軍の各スタッフで構成される特別ユニット（2010年6月設置）によって行われている。特別ユニットのスタッフは39人である。不法労働者がいると思われる工場等の検査は、約10名で構成されるチームにより、週2回程度のペースで行われている。逮捕者は、たとえば2010年6月1日から9月9日までの3カ月強の間には労働者241人、雇用主58人であった（雇用局情報）。³³⁾

ラノーン県の労働省雇用局によると、逮捕者に対する処置は次の通りである。³⁴⁾ 第1に、労働許可証は所持しているが指定場所以外で労働していた場合、罰金を科す。初犯であれば、労働者2,500 パーツ、雇用主1,500 パーツ、2回目以上の場合、労働者5,000 パーツ、雇用主3,000 パーツである。³⁵⁾ また警察によれば、この場合、労働者が罰金2,500 パーツを払えなければ10日間禁固した後、入管警察に引き渡し強制送還する。第2に、旅券はあるが労働許可証はない場合、労働者は強制退去、雇用主には罰金10,000 パーツを科す。³⁶⁾ 第3に、旅券も労働許可証もない場合、労働者は強制退去、雇用主には罰金50,000 パーツと禁固刑5年を科す。³⁷⁾ また警

-
- 33) 労働許可証を発行し、許可証のない労働者を取り締まる労働省雇用局に対して、労働省労働者福祉・保護局は、労働者の権利を保護するための部局であり、最低賃金法の遵守など賃金支払いにかんする項目、労働時間にかんする項目、児童労働にかんする項目などを、工場等の立ち入り検査によって定期的にチェックしている。2010年9月調査によれば、検査対象は、商務局（Department of Commerce）の登録データベースに基づき、従業員1～2人の零細企業を含め、全県で約1,000社に達する。検査スタッフは5人おり、2人1組のペアで行う。大企業を優先し、1週間に3日、1日に4～5社を回る。なおラノーンの最低賃金は173 パーツ（2010年）だが、時間外労働は1日4時間までで、2倍の時給を支払う義務がある。休日出勤については3倍の時給となる。15～18歳は児童労働とみなされ、雇用の際には同局に届け出義務があり、8時間以上の労働は禁止、また屠殺場やアルコール、タバコに囲まれるような環境下での雇用も禁止されている。しかしラノーンのタイ人雇用者、特に中小企業は労働法規をほとんど守っておらず、労働者福祉・保護局の検査もあまり機能していないというのが実情であろう。
- 34) 取り締まりによって徴収した罰金は、20%を中央政府に上納し、80%をラノーンに保留する。ラノーン保留分の25%を情報提供者、25%を特別ユニットの必要運転資金に充て、残り50%はユニット内で分配する。
- 35) 「2008年外国人雇用法」によれば、外国人労働者が労働許可された指定地、職種や雇用主と異なって就労した場合、最高20,000 パーツの罰金が科される（同法26条および52条）。かかる場合に雇用主は、最高10,000 パーツの罰金が科される（同法27条および54条）。ちなみに労働許可証があっても不携帯の場合は最高10,000 パーツの罰金が科される（同法24条および53条）。
- 36) 「2008年外国人雇用法」によれば、労働許可なく就労した外国人労働者は最長5年の禁固もしくは2,000 パーツ以上100,000 パーツ以下の罰金または両方が科される（同法51条）。労働許可証をもたない外国人を雇用した者は、被雇用者1人当たり10,000 パーツ以上100,000 パーツ以下の罰金が科される（同法27条および54条）。なお本稿で論じているように、ミャンマー人労働者は、旅券をもたず不法に入国・滞在しているが、閣議決定によって労働許可を取得することができる「半合法」的就労者であるため、当該ケースに該当する者はほとんどいない。
- 37) 「1979年入国管理法」によれば、不法滞在者は最長2年の禁固もしくは最高20,000 パーツの罰金または両方が科される（同法81条）。不法滞在者であることを知りつつ匿った者は、最長5年の禁固または最高50,000 パーツの罰金が科される（同法64条）。ただし、雇用主に対する処罰（特に禁固刑）が執行されているという具体的事例は、ラノーン当局からは聞かれなかった。

察によれば、この場合、労働者に対して簡易裁判をした後、2,000 バーツの罰金を科し、その後強制送還するという。

なお、労働許可証不所持による逮捕件数は、³⁸⁾ ラノーン県で1カ月当たり約500人、ムアン郡だけで100～200人に上り、2009年10月から2010年8月までの11カ月の間に、ラノーンから強制送還されたミャンマー人移民は3,192人であった（ただし、他県で逮捕され、ラノーンに移送された後に強制送還させられた者も含む）。なお強制送還は、船で海上国境まで運び、そこで待機しているミャンマー側の船に引き渡す作業となるが、実際には船を操縦しているミャンマー人ブローカーによってすぐラノーンに連れ戻されてくるという。

ラノーン県には9つの警察署があり、約800人の警察官（ムアン郡のみでは167人）が働いている。警察官は、たとえば道路上でもどこでも、「怪しい」ミャンマー人をみつけるとIDカードや労働許可証の有無をチェックし、就業状況を質し、問題があれば逮捕する権限を持っている。³⁹⁾ 後述のように、これがラノーンに滞在するミャンマー人の日常的な頭痛の種となっているのである。

ただし、警察は、ラノーンを起点にしてスラータニーやサムットサーコーン、プーケット、ソクラーなど県境を越えてタイ国内の他地域に移動していくミャンマー人を把握できずにいる。道路上の検問ポイントでは、ミャンマー人は車を降りて迂回するので、逮捕が難しいという。既述の如く、彼らの多くはブローカーの保護の下にあり、さまざまな手段を用いて検挙を免れていると考えられる。

また警察は、ミャンマー人による犯罪の取り締まりにも神経を尖らせている。特にモーターバイクの窃盗事件は二重国籍者（コンソーンナム）⁴⁰⁾ を中心に頻発しており、⁴¹⁾ ミャンマーに持ち去られるモーターバイクは毎月20台にもなるという。殺人などの重罪については昨今

38) ほとんどが上記のうちの第3のケースに該当すると考えられる。

39) 2010年6月から、首相府命令（No.125/2553）により陸軍・海軍にも逮捕の権限が与えられた。

40) ラノーンの内務省戦略企画室（Strategic Planning Office）によると（2010年9月調査）、二重国籍者とは、1820年代にラノーンが英領下に置かれた際、ミャンマー領に移り住んだ人々の末裔であり、ミャンマーのコータウン（Kawthoung）、Towai、Maliwun、Thanwesiなどに居住している。推定約7,000人。ビジネス活動を中心に比較的平穏に暮らしてきたが、マイノリティということもあり、ミャンマー政府から不当に金銭等の徴収を強いられるなどで、2000年代半ば頃からタイへの帰還希望者が増加した。希望者は、郡役場に書類を提出し、国籍証明を待っている状態である（国籍証明のカギは、タイ在住の彼らの親族からの情報）。彼らは、一般に経済的にそれほど豊かではないが、タイ語ができ、ラノーン・コータウンを中心とする国境貿易や経済に少なからぬ影響を与えている。なお、コンソーンナムとは、タイ語で文字通りを訳せば「2つの水の人」であり、二重国籍者（コンソーンサンチャート）の正式名称ではなく、ラノーンで一般に使用されている俗称である。

41) なおラノーン警察署によると、ミャンマー人移民の取り締まりにおいてミャンマーの警察との協力関係はない。タイ・ミャンマー国境委員会（Thai-Myanmar Border Committee）が3カ月に1回開催されるが、その都度ミャンマー側委員が交代しており、また何を言っても「ヤンゴンに聞かないとわからない」と言い、そのうちうやむやになる。モーターバイク窃盗事件でも協力を要請したことがあるが、回答はなかったという。

減少しており、多いのはミャンマー人同士の些細な争いである。性犯罪についても、ミャンマー人セックス・ワーカーを被害者とするものよりも、タイ人同士の強姦事件の方がより重大であるという。

タイ・ミャンマー間の海上検問ポイントの実態を知るべく実施した調査を紹介しておこう。調査地は、コートウンとラノーンを結ぶ海域に浮かぶピー島と呼ばれる小さな島である。そこに、両国を行き来する船を監視するタイ陸軍の施設（2004年開設）があり、25名のスタッフが勤務している。2010年9月に実施した調査の結果は以下の通りである。

検問ポイントは朝6時から夕方7時まで開いており、1シフト4人の交代で働いている（この時間帯以外の通行は違法）。人間と商品の両方をチェックする。ミャンマー人の場合はボーダー・パス、その他の外国人はパスポートをチェックする。商品については、ディーゼル油の「逆輸入」、⁴²⁾ 液化天然ガスの密輸、⁴³⁾ 違法な材木、盗難モーターバイク、風俗雑誌、麻薬などが問題である。麻薬は *pant* と呼ばれるもので、ミャンマーではヨーグルト、ヤクルト、コーラなどに混ぜて飲用されている（1袋400パーツ程度で取引）。またミャンマーから入ってくる違法商品は、コメやカシューナッツが多い。

検問ポイントを通過する船（ロングテイル・ボート）は、1日のべ160～180隻、人数にして700～800人であるが、最大でミャンマー人1,000人が通過したこともある。船は全部で60～70隻あるが、うち約15隻がタイ船籍、残りがミャンマー船籍である。2008年10月から2010年9月までの船の捕獲数は48隻で、⁴⁴⁾ うち過去1年に限れば、船13隻、船のドライバー・船員17人、ミャンマー人渡航者204人であった。

なお、最新式のレーダーが2010年4～5月頃、設置された。麻薬撲滅基金（Narcotic Suppression Fund）で導入したものであるが、実際には同海域での麻薬取引はそれほど多くないので、不法移民のチェックに役立っている。⁴⁵⁾ 2010年6月には、船底に隠れていた46人のミャンマー人女性（セックス・ワーカーとして働くことが予定された女性）を逮捕し、1人当たり2,000パーツの罰金（払えない者は、金額相当日数だけ投獄）を科した後、警察に引き渡したという。

42) 輸出価格は1リットル当たり18パーツであるのに対し、タイ国内価格は30パーツなので、一度輸出すると見せかけてタイに戻すと大きな利鞘が見込める。

43) その価格は、15kg当たりタイの300パーツに対し、ミャンマーでは480～500パーツもする。

44) マレーシアに向かう途中拿捕されたロヒンギアの船1隻（105人が乗船）も島に残されていた。

45) ただし船底に多くの人を乗せた場合、船が沈みこんで水面から十分な高さがなくなるので、レーダーでは捕捉できないという欠陥がある。

II ミャンマー人移民の就業と生活の実態

ミャンマー人移民労働者の就業と生活の実態を詳細に明らかにすべく調査を実施した。調査対象世帯の選定は、NGO ワールド・ヴィジョンで働くミャンマー人スタッフやボランティアの案内で主なミャンマー人居住区に行き、そこでサンプリングした。サンプリングに当たっては、母集団となるミャンマー人労働者世帯の全リストがあったわけではなく、したがって無作為抽出や階層別無作為抽出などを行ったわけではない。サンプリングはかなり偶発的・恣意的となったといわざるを得ないが、ただし他方異なる地域の複数の居住区を見て回り、漁業労働者や水産加工場の労働者を中心としつつも、できるだけ多くの職種がカバーできるよう、配慮した。調査は、あらかじめ用意した調査票をベースに、日本人研究者のペア2組が直接、実施した。1人が質問をし、もう1人がそれをビルマ語に翻訳して回答を得る形である。調査は基本的に労働者世帯の家で行った。ただしセックス・ワーカーについては、クリニック（ラノーン市立クリニックおよびワールド・ヴィジョンの診療所）に昼間来てもらい、プライバシーが保護できる状況下で実施した。

サンプルは、結果として、2009年9月の本調査時の57人（世帯）、2010年9月の補足調査時の4人の水産加工場の女性労働者である。後者については、調査は主に工場での労働条件に限定して行った。

II-1 世帯構成と住居

付表1は、2009年9月の57の調査世帯について、職種別に世帯員数と就業者数（「半就業」状態にある者は0.5人とカウントした）を示す。家族ではあるがミャンマーに在住している者（主にミャンマーで学校に通う子ども）は除いた数値である。生活の大部分を船上で送り、基本的に住居のない独身の漁業労働者5人とセックス・ワーカー11人（付表の網かけ部分）を除く41世帯について計算すると、男性世帯員77人、女性世帯員66人の計143人（1世帯当たり3.49人）であり、うち就業者は男55.5人、女23人の計78.5人（同上1.91人）であった。

ラノーン県は5つの郡（アンプー）から構成されており、2009年のタイ人人口15.3万人の内訳は、中心部にあるムアン郡の7.65万人が最大、続いてクラブリ郡4.49万人、カプー郡1.61万人、ラウン郡1.28万人、スクサムラン郡0.27万人であった。これに対し、ミャンマー人は、漁業、魚公設市場、水産加工場などで働く労働者の大部分がムアン郡に居住していたが、農業労働者や建設労働者などは、ゴム園などが広がる、市街地から少し離れた丘陵地域に居住していた。⁴⁶⁾

46) ただし、それが行政的にどの郡に属していたのかは不明である。

ミャンマー人移民労働者とその家族は一般に、タイ人の家主から長屋の一室ないし独立家屋を借りて住んでいる。漁業労働者や魚公設市場の労働者の大部分は、妻帯者で家族がラノーンにいる場合、市街地のはずれにある魚公設市場周辺で、大通りから奥まった小道沿いに並ぶコンクリート製の長屋（ほとんどが1階建て）の一室を借りて住んでいる。比較的大きな一室をベニヤ板などで区切って使っており、トイレはたいてい個別に備わっているが、水浴び場は共同が多い。長屋の家主であるタイ人に対し、月1,000～2,000バーツの家賃（電気代や水道代など共益費込みが多い）⁴⁷⁾を支払っていた。契約書はなく、口頭約束のみである。

また、漁業労働者の中には独身男性が多く含まれる。彼らは生活の大半を海上で過ごすので、ラノーンに家を借りるのは不経済である。そこで仲間数人で借りるケースもあるが、圧倒的に多いのは船上で知り合った妻帯者の同僚が借りている長屋の一室に、陸に上がる期間だけ賄い付きで居候するケースである。滞在日数により、また借家人との親密さの程度により金額は多様であるが、1日につき約70バーツを謝礼として支払う例が多い。

長屋の場所がラノーンの市街地をはずれると家賃は少し安く、700～1,000バーツとなる。また木造の古い長屋やゴム園内にぼつぼつ建っている粗末な木造の一軒家などでは、家賃が免除されているケースもあった（ただし施設が整っている家では、電気代や水道代を月300～400バーツ徴収されている）。ラノーン市街地から離れている場合、特にゴム園内の一軒家の場合、生活はやや不便になるが、反面、警察に逮捕されることはほとんどないというメリットがある。

II-2 法的地位

57世帯の世帯員全員（159人）の法的地位にかんする情報は、付表2の通りである。また表2は、それを世帯の主な所得稼得者の職種別に整理したものである。表には独身の漁業労働者5人とセックス・ワーカー11人が含まれており、159人は就業者95人と非就業者64人にわけられる。なおボーダー・パスとは、タンモー（タイ語の“Tor.Mor”がなまったものと考えられる。入国管理事務所の意）あるいはコートウン・サーオウツ（ビルマ語でコートウン・ノートの意）と呼ばれるもので、ミャンマー・タイ両政府の取り決めに基づいてコートウンとラノーン間を往来できる7日間有効のパスである。「ラノーン・カード」とは、ラノーン県が独自に発行していた「白カード」であるが、タイでの法的地位に効果はなく、調査時点で新規発行は停止されていた。主な結果は、次の通りである。

第1に、就業者95人の内訳は、労働許可証保有者（申請中を含む）が57人（60.0%）、ボーダー・パス保有者が27人（28.4%）、「書類なし」が8人（8.4%）、不明が3人（3.2%）であった。

47) ただし、飲料水は購入している場合が多かった。

表2 ミャンマー人調査世帯の世帯員の法的地位

	WP	BP	ラノー・ カード	HC	書類なし	不明	タイ人	合計
漁業								
既婚世帯								
夫（就業者）	3	11						14
妻（就業者）	2							2
妻（非就業者）	5	3		1	3			12
その他（就業者）	3	7				1		11
その他（非就業者）					9	1		10
単身世帯		5						5
カニ								
夫（就業者）	2							2
妻（非就業者）		1						1
その他（非就業者）					3			3
魚公設市場								
夫（就業者）	5							5
妻（就業者）	1							1
妻（非就業者）	1		1					2
その他（就業者）	1							1
その他（非就業者）					4			4
ゴム園								
夫（就業者）	4				1			5
妻（就業者）	4				1			5
その他（就業者）	3				2			5
その他（非就業者）					4			4
林業								
夫（就業者）	2							2
妻（就業者）	2							2
その他（就業者）	3					1		4
その他（非就業者）					2			2
建設								
夫（就業者）	8							8
妻（就業者）	2							2
妻（非就業者）	1				4			5
その他（就業者）	3							3
その他（非就業者）					7			7
運搬・その他								
夫（就業者）	2							2
夫（非就業者）					2			2
妻（就業者）		1						1
妻（非就業者）	1				2		1	4
その他（就業者）	1	1			1	1		4
その他（非就業者）					8			8
セックス・ワーカー	6	2			3			11
合計	65	31	1	1	56	4	1	159
夫（就業者）	26	11			1			38
夫（非就業者）					2			2
妻（就業者）	11	1			1			13
妻（非就業者）	8	4	1	1	9		1	24
その他（就業者）	20	15			6	3		44
その他（非就業者）					37	1		38

出所：2009年筆者調査。

注：WP：労働許可証，BP：ボーダー・パス，HC：健康保険証。

若干補足すると、(1) 生活の大半を船の上で過ごす漁業労働者は、ごく一部を除き、ボーダー・パスしか保有していない。ボーダー・パスは旅券や登録証、労働許可証に代わるものではないが、彼らの生活パターンからすれば十分であり、船主がまとめて取得してくれる。(2) 「書類なし」(不法就業者)は、ゴム園労働者に多いことがわかる。彼らはラノーン市街地から離れた農園内に居住しているので、警察に捕まる可能性が低いことがその背景にある。(3) セックス・ワーカーは本来、ボーダー・パスを保有し1週間ごとに国境を往復する以外に法的地位を得ることができないが、実際には11人のうち6人(54.5%)が労働許可証を保有していた。彼女らは、警察や軍のハラスメントの格好のターゲットであり、しばしば店に踏み込まれ、逮捕される。労働許可証があれば、少なくとも昼間に往来で逮捕される危険性は低くなり、また夜に店に踏み込まれても言い訳できる余地が増えるので、店のオーナー(タイ語でタオゲーと呼ばれる)に頼んで虚偽の申請をして取得している。ただし彼女らは、しばしば取得にかかる実費(3,800 バーツ)を上回る負担を強いられている(タオゲーが立て替え、毎月の支払いから差し引く)。

第2に、非就業者64人のうち、夫2人は「書類なし」、妻24人(うち法的地位が自動的に保障されているタイ人が1人含まれる)については、タイ人を除く23人のうち、労働許可証8人(34.8%)、ボーダー・パス4人(17.4%)、「ラノーン・カード」1人(4.3%)、健康保険証のみ⁴⁸⁾1人(4.3%)、「書類なし」9人(39.1%)、その他世帯員(単身者を含む)38人については、「書類なし」37人(97.4%)、不明1人(2.6%)であった。

非就業者は、就業者の付帯家族(専業主婦や子ども、働けなくなった老人など)であるが、CLMからの移民労働者の「半合法」手続きはそもそも付帯家族の存在を想定しておらず、それがさまざまな問題を生む原因となっている。まず15歳未満の子どもには労働許可証の申請資格がなく、⁴⁹⁾ よってタイ滞在自体が不法となるが、実際にはタイ政府は逮捕・強制送還はしていない。働けなくなった老人やケガなどで働けない者も同様の扱いを受けている。しかし問題は、専業主婦である。上述のように、ミャンマー人の専業主婦23人の3分の1以上に当たる8人が労働の事実がないにもかかわらず労働許可証を取得していた。これは、警察に逮捕されて高額を保釈金(1,500～5,000 バーツないしそれ以上)を払ったり、警察による逮捕が心配で常に脅えながら暮らしたりすることを回避するための行動である。夫の雇用主など依頼できる人に頼み、虚偽の申請をして取得する。⁵⁰⁾ また労働許可証を取得して就業していたミャン

48) 健康保険証は、一般に移民労働者が労働許可証を取得する際、1,300 バーツの保険料を支払って得られるが、一部、労働許可証なしで健康保険証のみを取得した者がいた。

49) タイの労働法では、15～18歳の子どもの就労は、危険労働以外は可能である。15～18歳のミャンマーの子どもも労働許可申請は可能であるが、職種に制限がある。調査世帯の中には、18歳未満の子どもが年齢を偽って労働許可申請をするケースがあった。

50) われわれの調査事例では、助産婦が知り合いの雑貨店主を雇用主とする例、無職の主婦が家主やブローカーを雇用主とする例があった。

マー人成人女性が妊娠・子育てなどの理由で仕事を離れなければならなくなった場合、法的地位が問題になるが、上記の健康保険証のみを保有する者はそうした女性に多くみられた。

なお付表2は逮捕歴の情報を含んでいるが、労働許可証を持っておらず申請中であった者で過去平均0.7回、申請中でもなかった者で平均1.3回逮捕されており、逮捕時の罰金の平均額は前者で2,600 バーツ、後者で3,100 バーツであった。

最後に、法的地位問題に関連して、国籍証明手続きを行うためにラノーン埠頭に設けられた One Stop Service Center（以下、センター）で2010年9月に実施した調査結果の概要を示しておこう。

手続きは次の通りであった。センターの一角の建物に入国管理局、労働省、警察、軍などから派遣されたミャンマー人の役人が45人おり、暫定旅券（タイのみで通用。3年間有効）が発行される。旅券を取得したミャンマー人は、出国スタンプを押してもらい、タイの入管から2年間の査証を得る。査証を得たミャンマー人は、入国後15日以内に労働省の県事務所で労働許可証を申請・取得する。⁵¹⁾ 労働許可証は2年間有効であるが、1回（2年間）の更新が可能で、その場合、入管で滞在許可（査証）の更新が必要となる。

センターでの調査から判明したことは、(1) ラノーンで手続きをするミャンマー人は、バンコク、サムットサーコーン、プーケット、スラタニーから来た者が多く、⁵²⁾ 地元ラノーンのミャンマー人はほとんどいなかったこと、(2) サムットサーコーンやバンコクの雇用主と労働者は、ブローカー（特にミャンマー政府筋に近いブローカー）を通すので早く処理されるのに対し、⁵³⁾ ラノーンの労働者は、費用がかさみ、またバンコクとの書類の往復に時間がかかるのでブローカーの利用を敬遠していたこと、⁵⁴⁾ である。ただしラノーンでも、水産加工場（特に大企業）で働くミャンマー人労働者は、工場側の主導で国籍証明手続きを進めているようであった。⁵⁵⁾

51) 査証は労働許可証の取得を前提として与えられるので、労働許可証取得のために必要な書類もセンターでチェックされる。

52) 当時、ミャワディーメーソートの国境が封鎖され、メーソートでの手続きが停止されていたことが一因である。

53) ちなみにブローカーへの支払いは、暫定旅券代100 バーツ、査証代500 バーツ、その他（バス代・食事代など）費用込みで、総額4,000～6,000 バーツが相場であった。

54) 2009年9月に調査を実施した57世帯に直接尋ねたところ、国籍証明について知っている者と知らない者がほぼ半々であった。またゴム園労働者1人、漁業労働者の妻2人が既に手続きを終えていた。彼らによると、暫定旅券は3,000 チャット（≒100 バーツ）であるが、ブローカーを通すと船代、ガイド代込みで3,000 バーツになるとのことであった。

55) 2010年9月に調査をした大手水産加工場で働く女性労働者2人は、工場主の主導で国籍証明手続きの申請を済ませたところであった。

II-3 ミャンマー人移民の出身地と移動プロセス

移民労働者たちは、どこからどのタイミングでラノーンに移住したのだろうか。付表3には、夫と妻にわけて示した移住時期の情報が掲載されている。

それによると、最も直近に移住したのが調査年の2009年で、漁業労働者に1人、セックス・ワーカーに2人いた。一方、最も古くに来たのは建設業に従事する世帯番号30の世帯主で、タイへの移住は1978年のことである。⁵⁶⁾ 続いて、ゴム園で働く世帯番号26の世帯主が1979年にはじめてラノーンに移っている。⁵⁷⁾ 1970年代の移民はこの2人だけである。

世帯番号5の息子を除いた93人をその移住時期でわければ、1970年代後半が2人(2.2%)、80年代前半が2人(2.2%)、80年代後半が10人(10.8%)、90年代前半が14人(15.1%)、90年代後半が14人(15.1%)、2000年代前半が20人(21.5%)、2000年代後半が31人(33.3%)である。1980年代後半といっても、うち8人が1988年か89年であり、大半の労働者が「ビルマ式社会主義」体制が崩壊した1988年以降にラノーンに移ってきたことがわかる。2000年代以降に移入した人が全体の半数を越えるのは、短期労働移民である以上当然と見ることもできるが、ミャンマー側の国内事情も深く関係していると考えられる。1990年代末以降、ミャンマーからの出国がより容易になり、また景気の停滞や物価上昇による経済状況の悪化で、海外出稼ぎを望む人々が増えたことが重要であろう。

職種と移住時期の関係についていえば、概して漁業労働者とセックス・ワーカーの移住時期が比較的新しい。ゴム園、建設業の労働者については、1980年代、90年代といったかなり早い時期から移り住み現地で家族を形成していることが多い。

また37組の夫妻のうち、どちらが先にラノーンに移住したかをみると、夫先行が16組(43.2%)、妻先行が5組(13.5%)、同年が15組(40.5%)である。残り1組は、夫が1989年に移住し、現地生まれのミャンマー人女性と結婚したケースであった。

表3は、調査対象者のミャンマー内の出身地別分布を示す。最も多いのがラノーンに接するミャンマー最南端のタニンダーイー地域(Region)⁵⁸⁾の都ダウェイ出身者で、94人中35人がそれに当たる。次いで23人が旧首都のヤンゴン出身者であった。ただし、ヤンゴン出身の女性16人のうち9人がセックス・ワーカーであった。調査対象の11人のセックス・ワーカーのうち、残り2人はモン州の州都モーラミヤイン出身であった。他の職業従事者と異なり、セックス・ワーカーについてはタニンダーイー地域出身者がいなかったことになる。第3に多い出身

56) 1978年に出生地モーラミヤインを離れ、ベイツで3カ月、コートウンで1カ月働いた後、ラノーンに入って炭焼きの仕事に就いている。

57) ダウェイで両親の農業を手伝っていたが、ラノーンの農園で労働経験がある友人に誘われて、1979年からラノーンのゴム園で働いたという(当時17歳)。ただし彼は、3年間ラノーンで働いた後一度ダウェイに戻り、5年間農業に従事している。

58) 2010年11月の総選挙実施後の新政権下で、従来の管区(Division)が地域に変更された。

表3 出身地別分布

(単位：人)

出身地		男	女	合計
出身地	地域/州			
ダウエイ	タニンダーイー	16	19	35
ヤンゴン	ヤンゴン	7	16	23
モーラミヤイン	モン	5	8	13
バゴ	バゴ	2	2	4
パテイン	エーヤワッディ	3	0	3
パアン	カイン	1	1	2
ヒンタダ	エーヤワッディ	2	0	2
コートウン	タニンダーイー	1	1	2
イエー	モン	1	1	2
マンダレー	マンダレー	2	0	2
ワケマ	エーヤワッディ	1	0	1
シットウエ	ヤカイン	1	0	1
ミヤワディ	カイン	1	0	1
チャウトー	ヤカイン	1	0	1
ベイツ	タニンダーイー	1	0	1
タウンゲー	バゴ	0	1	1
合 計		45	49	94

出所：2009年筆者調査。

地がモーラミヤイン（13人）であった。以下、バゴ地域之都バゴ、エーヤワッディ地域の都パテイン、カイン州之都パアン、ヤカイン州之都シットウエ、マンダレー地域の都マンダレーなど、下ビルマを中心に各地からそれぞれ1～4人が移住している状況であった。

移住の経緯については、多くの場合、経済的困難から、仕事を求めて友人や親戚を頼りに直接ラノーンに移住したか、仕事を求めて移動する配偶者に帯同して移住したかのいずれかであった。背景には、ミャンマーとタイの経済格差があると考えられるが、タイ内の出稼ぎ先としてラノーンは必ずしも条件に恵まれた地域ではない。したがって、ラノーンは主に、タニンダーイー地域に住む人々のうち、さらに内陸に入ることを望まない人々、ないしは内陸に入る前に一時的に滞在している人々の出稼ぎ先であるといっていよう。調査対象者の中でも、ミャンマーからタイの他の都市に一旦移り住み、その後ラノーンに移動してきたケースはわずか3人にすぎない。1人はダウエイからラノーンに入ってスラタニーのゴム園で働いた後、再びラノーンに戻ったケースで（世帯番号27の世帯主）、もう1つの例は、ダウエイから軍による労働力徴発を忌避してタイに移り、パンガー県、トラン県での滞在を経てラノーンに移ったケースである（世帯番号29の世帯主）。最後はきわめて例外的で、かつてミャンマー政府に抵抗するゲリラ活動に参加しており、ラノーンに潜伏経験があったものが、ミャンマーでの投獄やタイでの難民キャンプでの滞在などを経て再びラノーンに戻ったケースである（世帯番号

35の世帯主)。出身地からラノーンに直接移住しなかったケースとしては、ミャンマー側のコータウンで一定期間過ごした後にラノーンに移った者が15人いた。多くの場合、コータウンで働いたり仕事を探したりするうちに、ラノーンの情報を得て就業目的で移動している。

II-4 就業実態

次に、移民労働者の就業実態について、職種別に詳しくみていこう。

(1) 漁業および関連産業

1) 漁業

ラノーン港の岸壁には魚公設市場 (*saphan plaa*) が設置されている。少しデータは古いが [World Vision 2004: 10], ラノーン港に集まってくる漁船の総数は350～400隻であり、6,000～9,000人ほどの労働者が漁船に乗り込んで働いている。

タイ籍漁船の多くは、ミャンマー政府に入漁料を支払った上で、ミャンマー領沖合でトロール網漁を行っている。2003年以降、ミャンマー政府とタイ人船主の仲介は、サイアム・ジョナサン社が独占的に行っている。ライセンス料は、総トン数と操業海域（タニンダーイー海域、エーヤワッディ海域、ヤカイン海域の3区分）に応じて決まっており、たとえば総トン数80トン以下の船が最も遠いヤカイン海域で操業する場合、1回当たり11,600ドル、より近いエーヤワッディ海域では8,700ドルであった。1回の出漁につき、会社は船主から50,000バーツ（ただし2009年から35,000バーツに引き下げ）の手数料を得る。ライセンス発行数は年間100～200である。なおサイアム・ジョナサン社自身も、自社船を2隻保有している。⁵⁹⁾

漁船は、一般労働者のほか、操船師、機械技師、調理人を含め17～18人乗りのものが多い。タイ籍漁船であっても、一部の操船師や機械技師を除き、一般労働者や調理人はほぼ全員ミャンマー人である。出漁期間は、ラノーンから遠い海域ほど長くなる。ヤカイン沖は約40日、ヤンゴン沖、ダウエイ沖やベイツ沖では30日以下である。⁶⁰⁾ また少数ではあるが、インド洋まで遠洋漁業に出かけ、約半年戻らない漁船（月に1度、子船が魚を引き取りに行く）やタイ領沿岸や沖合で操業する漁船、⁶¹⁾ さらにマラッカ海峡を廻って反対側のタイ湾で操業する漁船もある。漁船は、帰港して3～5日休み、再度の出漁を繰り返している。⁶²⁾ トロール網漁の場合、乗組員の賃金は水揚げ高に応じて変動する。高価な魚介類が多く取れば手取りが増え

59) 以上、2009年9月のサイアム・ジョナサン社（ラノーン本社）での聞き取りによる。同社の概要については、Chantavanich *et al.* [2007a: 60–63] を参照。

60) 1回の出漁日数は、入漁料とセットで、ミャンマー政府との協定であらかじめ決められている。

61) タイ領内で沿岸漁業や沖合漁業に従事する船は7人乗りが多く、出漁も10日程度である。

62) 出漁のタイミングは労働者リーダーが決める。極端な場合、1晩だけ休んでまた出漁することもある。逆に漁船の修繕を行う場合などでは、10～30日も休むことがある。

る。⁶³⁾ また労働者への配分は、個々人の「働きぶり」を観察してリーダーの差配で決められる。そのため賃金は漁や労働者により変動するが、1日当たりおよそ100～200 バーツ、月額3,000～6,000 バーツになる。操船師の賃金はかなり高く、月額12,000 バーツに達する。⁶⁴⁾ また労働者のリーダーも、一般労働者よりかなり高めの賃金を得ている。⁶⁵⁾ トロール網漁以外に1本釣り漁船もある。⁶⁶⁾ この場合、各労働者が釣り上げた魚を区分けしておき、漁獲高に応じた支払いが行われるが、一般労働者の賃金はやはり月3,000～6,000 バーツに収まるようである。

労働者は、出漁前に一定の前渡し賃金を得るのが慣行である。たとえば4,500 バーツの支払いが見込まれる場合、3,000 バーツを前渡しされるなどである。⁶⁷⁾ 魚公設市場で働くあるミャンマー人仲卸商（後述のN氏）は、ベイツ沖で約10日操業するミャンマー人船主に出漁前、50,000 バーツの運転資金を無利子で貸し付けるといふ。漁業労働者への前渡しは、仲卸商から船主に支払われるこうした前渡し金から賄われていると考えられるが、同様の慣行はタイ籍漁船でも一般的と思われる。

漁船に乗り込む労働者は男のみで、総じて若年層である。船上での労働はたとえば次のようである。⁶⁸⁾ 漁船は魚群探知機で魚を追いかけ、魚群に出会うと網を下ろす。2時間ほどで曳網を終え、5時間ほど休み（その間、船は別の魚群を追う）、次の魚群に出会うと再び2時間ほど働く、といった繰り返しを24時間行う。休憩時には食事を取ったり、水浴びをしたり（まず海水で洗浄し、最後に真水で洗い流す）、睡眠を取ったりする。雨の日は船内の部屋でゴロ寝をするが、晴れていれば甲板で寝る。病気やケガの際には、船内の常備薬を使うか、常備薬がない場合、自分で用意してきた薬を使う。食事は船主が提供する。ご飯、魚、野菜（野菜は半月ほどでなくなり、その後はご飯と魚のみ）の組み合わせの食事が1日に3～4回振る舞われる。食費は1日50～100 バーツ相当であり、したがって労働者1日当たりの実質的な賃金は150～300 バーツとなる。

漁業労働者は、必ずしも同じ漁船に乗り続けるわけではない。むしろ頻繁に漁船を変えている。新しい雇われ先となる漁船を見つけるのは簡単なようである。かなり長い日数を船の上で過ごし、過酷な労働・生活条件に耐えてきた漁業労働者の多くは、陸に上がっている数日間を

63) 聞き取りによると、かつて大変な豊漁に恵まれた漁船があり、利益の分配を惜しんだ船主が規定通りの支払いを拒んで労働者リーダーともめ、ついにはリーダーを拳銃で殺害する事件が発生した。ちなみにそのタイ人船主は結局、何の罪にも問われなかったという。

64) 機械技師も同様に相当高額になると思われるが、不明である。

65) 水揚げされた魚介類の売上高の10%をリーダーに支払う漁船もあった。

66) 竿で釣るのではなく、数本の針が付いている糸を垂らし、皮手袋をはめた手で糸を手繰り寄せ、魚を引き上げる。20～30kgまでの獲物であれば一気に引き上げることができるという。餌は小魚であり、船主が用意する。1回の出漁は10日（うち漁場までの往復に2日）である。

67) 出漁38日で6,500 バーツの支払い見込みのところ、4,000 バーツの前渡しのケースもみられた。

68) その他、多くのバリエーションがみられた。たとえばイカ漁の場合、網を下ろして3～4時間後に網を引き上げるという作業を午前中に3回、午後に2回繰り返す。

かなり派手に過ごす。酒を呑み、カラオケを歌い、買春するなどして1日500～1,000バーツ以上を使い、「豪遊」する（酒を呑まずお菓子などを食べて静かに過ごす人も少なくはない）。

2) その他漁業

カニ捕獲業：カニが生息する岩場まで船で行き、捕獲する。カニ捕獲船は近辺では1隻のみで、3人のミャンマー人労働者を乗せていく。夕方に港（公設市場のある港とは別の小さな民間漁港）を出発し、1時間ほどで目的の岩場に着く。潮が満ちてくるとカニが上がってくるので、手袋をはめ、腰まで海水につかりながら捕まえる。水中で歩行しやすい防水靴を履き、水着を着用し、切り傷や擦り傷を防ぐために長袖シャツを着る。カニは、サイズを問わず手当たりしだいに捕まえる。⁶⁹⁾ カニを取り尽くすと別の岩場に移動する。朝3～4時頃に港に帰ってくるとタイ人船主が待っており、カニを引き取る。賃金は出来高払いでカニ1kg当たり15バーツである。1回の漁で手取りは200バーツ程度になる。慣れるまではきつい仕事で疲労が激しい。同じ岩場に4～5日後に行くとかニが元通りに多くいるので資源の枯渇の心配はないという。乾期には月に15日ほど出漁するが、雨期には10日ほどに減少する。毎日仕事があるわけではないが、他のタオゲーの下で働くとき現在のタオゲーの心証が悪くなるので、専業にしているという。

カニ養殖場：調査世帯の中に、過去、カニ養殖場で働いていた夫婦が2組いた。海岸の砂浜でカニを飼い、甲羅が堅くなる前の未成熟段階で出荷するソフト・シェルのカニ養殖である。夫婦一組で住み込み可能な者が選ばれ、2人で月6,000バーツの賃金を得ていた（2004年と2008年で時期が違っていたが、賃金は同額であった）。主な仕事は、毎日カニの潜む巣穴をのぞき込み、出荷できるまでに生育したカニを捕まえること、そして週に1度給餌を行うことである。

ワニ養殖場：正確には漁業ではないが、ついでにワニ養殖場で8年働くミャンマー人男性（65歳）を紹介する。養殖の目的はワニ革をマレーシアに輸出することである。家から養殖場まで自転車ですぐ、労働時間は朝7時から夕方5時までで、原則として休日はない。賃金は月4,000バーツ（当初は2,400バーツ）であった。養殖場にはワニが約100匹おり、主な仕事は水の入替えと給餌（10日に1度ニワトリを与える）である。作業中にワニに腕を噛まれたこともあった。子ワニを仕入れ、3～4年で体長1.5～2mに成長したら出荷する。近辺には、この養殖場を含め2カ所のワニ養殖場がある。

69) ただし、別の労働者からの情報は若干異なる。カニの捕獲には網を使い、潮の満ち引きとは関係がない。潮が満ちてくれば木に登ってくるカニを捕まえ、潮が引くと砂浜にいるカニを捕獲する。労働時間は夜8時頃から早朝4時頃まで、賃金は出来高払いで小さなカニは1kg当たり15バーツだが、大きなカニでは25バーツになる。週3～4日しか出漁しないが、賃金は月5,000バーツ程度になるという。

3) 魚公設市場

ラノーン魚公設市場は、南タイの中でもプーケットやハジャイに続く重要な拠点である。ただし、ラノーン港は水深が浅く、特に引き潮時の大型船の入港は難しい。公設市場で水揚げする漁船の約80%はミャンマー籍、残りはタイ籍である。タイ籍漁船は比較的大型のものが多く、民間漁港か、⁷⁰⁾ 他県で水揚げすることが多い。⁷¹⁾ 公設市場は民間市場よりも取引条件が良いため、公設市場における午前中のセリの結果を受け、午後に民間漁港でセリが行われる仕組みになっている。またコータウンで水揚げした後、キャリア・ボートに積み替え、途中タイ政府に関税を支払い、ラノーン港に持ち込むケースもある。

公設市場での魚（エビ、カニ、イカ、貝類を含む）の取扱量は多く、種類も豊富であるが、主に消費市場向けである（これに対し民間漁港での水揚げは主に加工工場向けであり、トン単位で取引される）。取引はセリで行われ、主に3つの販売経路をたどる。第1は国内市場向けであり、たとえばサムットサーコーン（マハーチャイ）のタレータイ市場や水産加工場、南部ではスラタニー県、クラビー県、プーケット県などの工場や飲食店にトラック輸送される。第2は加工工場向け、第3は海外市場（主にマレーシア）向けである。マレーシアへの輸出が多いのは、ラノーン公設市場で取り扱われる魚介類が新鮮で種類も豊富だからである。

公設市場には、仲卸業者（荷受）が約20～25社常駐している。業者の規模にもよるが、荷受会社はだいたい5人のタイ人（管理や会計担当）と30～50人のミャンマー人労働者を雇用している。バイヤーは、冷凍会社、大商人（マハーチャイのタレータイ市場、バンコクなどの大市場へ）、小商人（スラタニー、クラビーなど近隣の小市場へ）、地方の工場主などである。

公設市場の一角で仲卸業を営むミャンマー人（N氏）への聞き取りから、仲卸の仕事を概観しよう。ミャンマー人は自営業が禁じられており、タイ人業主（タオゲー）に雇用されて働かねばならないが、N氏も例外ではない。市場の一角に事務所を構えるN氏のタオゲーは、水産加工場（300人を雇用）の所有者でもある。

N氏自身も漁船を4隻所有し、ファミリー・ビジネスとして漁業も営んでいる。1996年からラノーンを拠点にしているが、兄弟などがミャンマーのベイッやコータウンに散らばり、連携して仕事をしている。自ら所有する4隻の漁船を運営するほか、他のミャンマー人が所有する漁船約20隻に対し、漁獲をN氏に販売することを条件として、1回の操業につき運転資金として50,000バーツを融資している（ベイッ近辺海域で約10日操業）。ただしすべての漁船はコータウンで水揚げし、キャリア・ボートに積み替えてラノーン港に持ち込んでいる。⁷²⁾ N氏の取

70) ラノーン公設市場での聞き取りによると、民間漁港は30～35カ所存在する。ラノーン県庁の調査では約100カ所というが、中には単なる船着き場も含まれていると思われる。

71) ソンクラーやパッタニーの公設市場での水揚げは、遠洋漁船が多く、出漁期間が長いという。

72) 高く売れそうにない下級魚は、ベイッに送る。

扱量は1日10～50トンであり、売上げの3%をタオゲーが取り、残り97%を1:4の比率でN氏と船主でわけける。N氏は、自分の取り分からミャンマー・タイ両政府への納税やキャリア・ボート代、ラノーンでの水揚げに要する賃金などの諸費用を負担しなければならない。彼の仲卸業からの所得は、月およそ20,000バーツである。N氏は、ラノーンのみならず、ミャンマーのコータウンやベイッ、バンコク、中国、マレーシアなどの魚の卸売り価格に常に目を光らせ、ビジネス・チャンスをうかがっている。彼が最も注目しているのはマレーシアの価格動向である。

公設市場では、仲卸（N氏は例外であり、大部分はタイ人）の下で賃金労働者として働く多くのミャンマー人労働者がいる。以下、調査を行ったミャンマー人労働者4人からの情報をもとに、彼らの労働実態を明らかにする。4人のうち、単純労働者が3人、魚仕入れ業が1人であった。

単純労働者の1人は、朝6時から夕方5時まで働くが、月に10～15日は残業で夜9～10時まで延長する。残業がある日には夕方6時以降、タオゲーが夕食を出してくれる。作業内容は、魚の選別、氷詰め、床の清掃などである。基本給は月額5,500バーツであるが、残業代として1回50バーツが上乘せされる。半月に1度給与が支払われ、その間に有給休暇を1日取ることができる。有給休暇以外は、1日休むと200バーツを給与から差し引かれる。仕事に必要な長靴（600バーツ。半年はもつ）は自分で買わねばならない。2番目の単純労働者の労働時間は朝5時～夕方5時まで（魚が多い時）、ないし朝8時～午後1時頃まで（魚が少ない時）で、給与は月4,000バーツ（固定給）である。仕事は、上記労働者とはほぼ同じである。3番目の単純労働者の労働時間は朝8時から正午までと短く、基本給は月3,700バーツであった。タオゲーはバンコクのホテル経営者で、ホテルで必要な魚を仕入れている。タイ人従業員が仕入れた魚を回収し、氷を散りばめながら箱詰めし、車に積載する。

仕入れ業を行っているミャンマー人は、タイ人2人と組んで仕事をしていた。公設市場で魚を仕入れ、プーケット、スラタニー、クラビーなどから来る買付人に売る。朝5時から午後2時まで働き、給与は月5,500バーツ（固定給）である。

4) 水産加工業・製氷業⁷³⁾

ラノーンには、水揚げされた魚介類を加工する工場、特にエビ加工（皮剥き・頭とハラワタの除去）と魚加工（主に頭を落とす）を行う工場が数多く存在する。Siamchai International Food Company Ltd. (SIFCO), Andaman Sea Food (ASF) などの大手企業から中堅企業、小規模

73) 水産加工場で働く労働者11事例、製氷工場の労働者1事例（2009年9月）に加え、2010年9月に実施した水産加工場の労働者4事例（大手2社2人ずつ）からの情報に基づく。

経営までさまざまである。水産加工場はミャンマー人女性の雇用先として重要である。

SIFCO：約1,000人の従業員が働く大規模工場。2009年の労働者調査によれば、勤務時間は朝8時から夜9時が基本であり、昼食休憩1時間と30分の休憩1回が1日のみで、トイレは1回5分でタイ人の見張りが同伴する。夕方5時以降は残業扱いとなり時給25バーツが支給され、また夜10時を過ぎると夕食の提供がある（昼食は労働者持参）。出来高払いで、慣れれば1日130～140バーツ、⁷⁴⁾月4,000～4,500バーツになる。半月に一度会計が締められ、その5日後に賃金が支払われる。⁷⁵⁾なお労働許可証の取得代金4,500バーツは企業が立て替えるが、給料日に300バーツを差し引かれ、完済まで半年以上かかる。休日は月に4～5日しかない。また就職時には、制服代として400～500バーツ、⁷⁶⁾「入社金」（実際は賄賂と思われる）として1,000バーツ⁷⁷⁾が必要になる。ある女性労働者は、その資金を工面するためテレビを売却（1,000バーツ）し、不足分を月利20%で借金したという。⁷⁸⁾

ただし、2010年9月調査の2人の女性労働者によると、労働条件が大幅に改善していた。基本の勤務時間は朝7時から夕方5時までで、賃金も日給175バーツ（最低賃金）へ大幅に引き上げられ、半月の賃金は残業代込みで3,000バーツ弱である。休みも月に5～6日に増えた。

ASF：1993年設立。冷凍エビ専門の工場であり、輸出先はアメリカが70～75%、EUその他ヨーロッパが15%である。従業員数は約1,000人で、7割はミャンマー人である。⁷⁹⁾以下、2009年の労働者調査によると、労働者はエビの皮を剥き、頭とハラワタを除去する単純作業を繰り返す。労働時間は朝6～11時、12～17時、18～23時の1日計15時間である。賃金は出来高払いで、小サイズのエビで1kg 8バーツ、大サイズのエビで4バーツである。一般的効率の労働者の場合、5時間で20kgの小サイズのエビしか処理できないので、長時間労働にもかかわらず、賃金は1日160バーツにしかない（最高効率の労働者では50kg、つまり1日400

74) あるミャンマー人女性労働者からの聞き取りによると、ミャンマー人と同じ（ないしより軽い）仕事にもかかわらず、タイ人女性労働者には日給200バーツが支払われている（タイ人は全労働者の20%程度）。また約100人の労働者が働いている1部屋の単位につき4～5人のタイ人女性監督者がおり、約10,000バーツの月給が支給されている。

75) 皆勤の場合、コメ15kgが報奨として支給される。

76) ある女性労働者によると、その内訳は、帽子45バーツ（耐用年数5年）、マスク12バーツ（1カ月5個）、髪ネット15バーツ（1年）、上着60バーツ（1年）、ズボン120バーツ（1年）、長靴（上履き）78バーツ（3年）、長靴（下履き）55バーツ（3年）、エプロン45バーツ（1カ月）であった。手袋は会社が無償で支給してくれたという。

77) ただし、2009年7月には「入社金」制度は廃止されたという。

78) こうした劣悪な労働条件にもかかわらず、多くのミャンマー人女性はSIFCOで働くことを希望していた。ある女性労働者（25歳）は、SIFCOの仕事が「きつい」ので労働者80人規模の中国系水産加工場に移ったが、月2,500バーツの賃金など待遇が一層悪かったため、5カ月後にSIFCOに戻った。SIFCOで働くその他のメリットは、社員だとわかると警察に逮捕されないこと、通勤バスで毎日工場まで送迎をしてもらえることだという。

79) 2010年9月、バンコク本社での聞き取り。

パーツになるという)。また同工場では、なぜか労働者ほぼ全員が同じようなからだの壊し方をし、治療費がかさむという。⁸⁰⁾月に2日以内なら休みを取ることができるが(ただし無給)、病気理由を除いて3日以上休むと解雇され、それまで働いた分の賃金も支払われない。SIFCOと違って送迎バスはなく、仕事が深夜に終わった後、徒歩で帰宅しなければならないので危険である。⁸¹⁾就職時に多額の資金がいるのはSIFCO同様である。⁸²⁾

ただし、2010年9月調査の2人の女性労働者によると、SIFCO同様、労働条件の改善がみられた。勤務時間は朝8時から夜9時までの11.5時間に短縮され(昼食休憩1時間、夕食休憩30分を除く)、また労働者が日給ベースか出来高ベースかを選択できる賃金制度に変わっていた。日給の場合、午後5時までで173パーツ(最低賃金)、以降は残業扱いとなり、時給32パーツが支払われる。出来高給では、一般的効率の労働者なら夜9時まで働いて約300パーツの賃金になる。1人の女性労働者の場合、3分の2を出来高給、残りを日給で働き、半月に1度支払われる賃金は約4,000パーツであった。また「入社金」は廃止されていた。

その他水産加工工場：(1)従業員1,000人規模の工場。労働時間は朝8時から夕方5時まで、休みは月に2～3日のみ。賃金は月約3,000パーツ(ただし昼食支給)。(2)従業員200人規模の工場。労働時間は朝5時から夕方6時まで。週に1日は休み。賃金は月3,000パーツ強。弁当持参。(3)従業員80人規模の中国系水産加工工場。魚の内臓を取り出す仕事。賃金は月2,500パーツ。(4)従業員30人規模のエビ加工工場。労働時間は朝7時から夕方3時まで。年間6カ月のみ、しかも月に10日はどししか仕事がない。日給50～70パーツ。(5)従業員6～7人のイカ加工工場。労働時間は朝5時から夕方5時までで、日給100～130パーツ。

製氷工場：男子労働者の1事例のみ。労働時間は朝6時から夜9時頃までで、賃金は月3,300パーツ。

(2) その他の産業

1) 農業

ゴム園、油ヤシ園、カシューナッツ園、果樹園などの農園は、ラノーン市街地から離れた丘陵地帯に点在し、労働者の多くは農園内で木造独立家屋を借り受けて住んでいる。

80) ある女性労働者は、2003年から2年働いて体調を崩し、コータウンに帰って1カ月入院した後、さらに借家を借りて5カ月静養しなければならなかったという。

81) 給料日は特に危険であり、なるべく集団で帰宅する。しかし、かつて20～30人のミャンマー人女性労働者が帰宅途中で襲われ、殺されるという痛ましい事件が発生した。

82) ある女性労働者は、上着を長袖(200パーツ)2着と半袖(120パーツ)2着、ズボン(120パーツ)2本、帽子(80パーツ)2つ、マスク(20パーツ)2つ、手袋(35パーツ)2つ、長靴(90パーツ)1足を購入させられ、「入社金」2,500パーツ(2009年9月には3,000パーツに値上げ)をあわせ3,740パーツを支払った。またそのお金は、高利貸しから月利40%で借りたという(タイ人高利貸が仲介のミャンマー人に月利30%で貸し、それを月利40%で転貸された)。

ゴム園では、ミャンマー人世帯は、労働者の数に応じた面積を割り当てられる。11月から2月頃までの乾期の3～4カ月間、雨の日を除く毎日、一家総出でゴム液の採集を行う。木皮を削ってカップを据え付け、ゴム液を収集する作業は、真夜中の午前1時頃に開始し、夜が明ける6時頃まで続ける。朝食休憩の後、午前7～10時頃までゴム液に酸と凝固剤を混ぜ、凝固させる。午後1時にはシートに伸ばして水で洗浄し、午後6時にシートをはぎ掛けし、乾燥させる。シートが薄ければ10日ほどで、厚くても1カ月ほどで乾燥し（雨に降られた場合、火であぶることもある）、3～4日に1度やって来る農園主に引き渡す。支払いは出来高でシート1kgにつき15パーツである。概ね、労働者1人当たり月5,000～6,000パーツの収入になる。標準的夫婦2人の場合、乾期の3～4カ月で総額30,000～40,000パーツになる。支払いは1カ月ごとではなく、乾期の終わりに清算されることが多い。

雨期の間も、全くゴム液が採集できなくなるわけではなく、採集に適した日には採集を行い、標準的夫婦2人の場合、雨期の全期間で総額10,000パーツ程度の収入になる（乾期同様、雨期が終わる頃に一括清算）。一方、雨期には3～4カ月に1度、ゴム園の草刈り（および場合によっては施肥）の仕事がある。乾期を除く8～9カ月の間に2～3回ほど、1回当たり15日ほど働き、1日100～130パーツの賃金を得る。草刈り・施肥の作業は、標準的夫婦2人で月1,500～2,000パーツの収入をもたらす。⁸³⁾

なおゴム園は油ヤシ園を併設していることが少なくなく、その場合、油ヤシ園の除草も行う（ただし油ヤシの実の収穫・加工作業には別の労働者が雇われている）。

カシューナッツ園については、収穫されたカシューナッツの皮むき労働をする女性3人のみを調査した。基本的に雨期のみの仕事で、11月から1月までは休む。早朝3～4時に作業を開始し、午前中いっぱい、ないし夕方近くまでひたすら皮むきを続け、1kg 15パーツの出来高賃金を受け取る。慣れてくれば1日10kgくらいできるので150パーツほどになるが、慣れないうちは100パーツ前後にとどまる。

以上のように、農園の仕事は季節性が強く、農閑期には仕事がほとんどなくなる。特に、家計の主な稼ぎ手である壮年男子にとって問題は深刻である。彼らは、農閑期には建設労働を中心とする日雇いの雇用機会を探す。女性も、ベビーシッターや行商をしたり、夫とともに建設労働の仕事をしたりして、少しでも多くの所得を稼ごうとしている。

2) 森林伐採業

居住地から毎日トラックで森林伐採地（10km以内）まで運ばれる。午前7時半から午後5時まで働き、途中昼食休憩が1時間入る（弁当持参）。6人1組で、4人はチェーンソーで木を

83) 家族数人で草刈りを行っても、日当を1人分しか支払わない雇い主もいる。

切り倒し、2人は伐採した木を運ぶ。賃金は前者220バーツ、後者150バーツ。1日の伐採量は太い木で20～30本、細い木だと約100本である。月に25日程度、仕事がある。

3) 建設業

居住地からトラックの荷台に乗せられて建設現場まで行き、仕事をする。1つの建設現場が終わると次の現場へと連れられていく。標準的な労働時間は朝7時半から夕方5時半までで、昼に1時間の昼食休憩がある（弁当持参）。日給は男子180～200バーツ、女子150バーツ（ただし臨時で建設労働する人の賃金は若干低い）。月に男は約25日、女は約20日の仕事があり、月収にして男4,500～5,000バーツ、女3,000バーツになる。

4) その他⁸⁴⁾

運搬船操縦：鉄・石・セメント等を積み、それをパーヤン島で下ろす運搬船を操縦する。真夜中の3時頃に出かけ、夕方3時頃に帰宅する。日給200バーツだが、1週間に4～6日しか仕事がない。

運搬労働：上記運搬船における荷物積み下ろし。午前9時から午後3時まで働き、賃金は280バーツ（弁当持参）。月に20日程度しか仕事はなく、月収は6,000バーツに届かない。

廃品回収：廃品（鉄くず、ビン、ペットボトル、電線など）を回収し、タオゲーに売る。朝5時頃出かけ、昼1時頃帰宅する。月に1回程度タオゲーが引き取りに来る。月収は一定しないが4,000～5,000バーツ程度。過去11年この仕事を続けているが、近辺に最高時10人もいた廃品回収人が、2009年9月には2～3人に減少していた。廃品1kg当たり引き取り価格の低下が原因で、多くの人は漁業労働者として転出したという。

NGO：ワールド・ヴィジョンでトレーニング等があるときのみ雇用される。朝8時半から夕方5時まで（昼食休憩1時間で、昼食が支給される）で日給150バーツである。ただし、仕事があるのは月に15～20日のみで、これだけでは家計収入として不十分であり、息子3人が漁業労働者として働いていた。その他、ワールド・ヴィジョンでときどき働くミャンマー人の中には、交通費が支給されるだけで賃金支払いのないボランティアもいる。

越境仲介：コータウンに行き、そこでラノーンに渡ることを希望しているミャンマー人を見つけ、仲介料を取って越境を手助けする（活動内容の詳細は不明）。また、2009年9月にコー

84) ここに挙げなかった女性の仕事は以下の通り。1) 農園の草刈り（日給100バーツ）。2) 工場でタバコの葉を詰めて巻く仕事。朝8時半から夕方5時まで。出来高払いで、日給80～100バーツ。3) タイ人家庭におけるメイド（通い）で月3,500バーツ。他の例では、午前中（朝8～11時）のみで日給60バーツ。4) 小売店の売り子。労働時間は朝8時から夕方5時（休憩30分）で、日曜日でも半日出勤。賃金は月4,000バーツ。5) 看護婦。自宅に来る患者に簡単な診察を施し投薬する。月収6,000～7,000バーツ。助産婦もやり、新生児1人を取り上げると1,500～2,000バーツになる。

タウンで得た情報では、越境仲介業は2007年頃までは非常に盛んで、多くのブローカーがいたが、調査時には少なくなったという。

III 家計経済

III-1 家計所得および支出

表4は、ミャンマー人移民世帯の家計所得、支出、余剰、送金を示す（全世帯のデータは付表4）。

表によると、労働者1人1カ月当たり平均賃金は4,055バーツであるが、職種による差がかなりあり、最高が漁業の5,200～5,400バーツ、続いて魚公設市場、建設、運搬の4,000～4,200バーツ、森林伐採の3,500バーツであり、最低がゴム園の2,150バーツ、「その他」の1,250バーツである。⁸⁵⁾ また、森林伐採とゴム園の労働者世帯は1世帯当たり就業者数が多く、とりわけゴム園労働者については低賃金が就業者数によってある程度補われる形になっている。ラノーンの法定最低賃金は、2009年9月調査時点で1日169バーツであった。時間外労働なしで1カ月に27日働くとすれば、4,563バーツになる。ミャンマー人労働者の多くは時間外労働にも従事しており、最低賃金を大幅に下回る低賃金で働いていることがわかる。

また世帯員1人当たり家計支出額をみると、魚公設市場と漁業で多く、その他の職種で少なくなっているが、上記の労働者1人当たり賃金ほどには大きな格差は存在していない。

表5は、家計支出の支出項目別シェアをみたものであるが、46世帯平均では食費が45%で最大であり、娯楽費12%、家賃10%、交通・通信費9%、労働許可証取得費を含む借金返済8%、水道・電気・ガス代金6%、教育費2%、「その他」（衣料費、医療費、冠婚葬祭や宗教関係費など雑多な支出）8%である。また支出項目別シェアを職種別にみると、(1) 相対的に貧しいゴム園、林業、建設、運搬の各世帯で食費シェアが高いこと、(2) 同じ世帯で借金返済費が大きな負担になっていること、(3) 娯楽費が漁業労働者と魚公設市場の労働者で高く、とりわけ単身の漁業労働者は所得の大部分を娯楽費に回していることがわかる（セックス・ワーカーが働く店での出費が多い）。

一方、表4に戻って所得から支出を差し引いた「余剰」に注目すると、全世帯平均ではほぼゼロとなった。ただし、別途聞き取りの結果得られた送金額をみると、1世帯1カ月当たり800バーツ弱となり、両者の間には大きな乖離があるが、おそらくは、家計支出の正確な推計

85) 参考まで、メーソート（2008年調査）のミャンマー人移民労働者40人の平均賃金は、縫製業で3,051バーツであった〔北原 2011〕。また水野・久保〔2008〕によると、ミャンマー人移民労働者の平均賃金（2005年調査）は、メーソート2,537バーツ（うち、農業1,856バーツ、製造業2,596バーツ、建設業3,100バーツ）に対し、バンコク4,575バーツ、チェンマイ4,572バーツであった。

表4 主な職種別の家計所得・支出・余剰・送金

(単位: パーツ)

主な職業	世帯数	家計費 データ 有効 世帯数	平均 世帯員 数	平均 労働者 数	労働者の うち 男性比率 (%)	労働者 1人 当たり 平均所得	世帯員1人当たり平均金額 (1カ月当たり)			1カ月 当たり 平均 母国送金
							所得	家計費	余剰	
漁業	16	15	3.44	1.81	82.8	5,178	2,730	2,459	271	712
漁業(単身)	5	5	1.00	1.00	100.0	5,380	5,380	2,850	2,530	990
魚公設市場	5	5	2.60	1.50	80.0	4,027	2,323	3,325	-1,002	270
ゴム園	5	4	3.80	2.90	62.1	2,145	1,481	1,806	-325	363
林業	2	2	5.00	4.00	50.0	3,469	2,775	2,113	662	600
建設	8	7	3.13	1.75	71.4	3,988	2,230	2,062	168	1,840
運搬	2	2	4.00	1.50	66.7	4,200	1,575	2,209	-634	0
その他	3	3	4.33	1.17	42.9	1,252	627	2,271	-1,644	550
合計	46	43	3.22	1.84	72.8	4,055	2,315	2,377	-62	794

出所: 2009年筆者調査。

注: セックス・ワーカー 11人を除く 46世帯の集計。

表5 主な職種別の家計支出の細目

主な職業	世帯数	家計費 データ 有効 世帯数	平均 世帯員 数	世帯員 1人 当たり 1カ月 当たり 家計費	家計費に占めるシェア (%)							
					家賃	水道・ 電気・ ガス	食費	教育費	交通・ 通信費	娯楽費	WPと 借金 返済	その他
漁業	16	15	3.44	2,459	15.5	9.6	42.8	0.5	9.7	13.8	4.7	7.2
漁業(単身)	5	5	1.00	2,850	0.0	0.0	7.4	0.0	3.5	88.4	0.7	0.0
魚公設市場	5	5	2.60	3,325	8.8	6.6	47.9	1.1	7.4	17.1	7.5	3.5
ゴム園	5	4	4.20	1,806	3.5	0.0	69.5	0.0	6.0	6.9	11.0	3.2
林業	2	2	5.00	2,113	0.0	5.0	52.1	0.0	13.0	0.9	20.0	9.0
建設	8	7	3.13	2,062	5.5	4.1	53.5	5.0	4.8	5.4	14.7	6.9
運搬	2	2	4.00	2,209	7.9	4.1	59.4	0.0	4.0	3.4	15.1	6.1
その他	3	3	4.33	2,271	11.8	5.4	28.8	5.2	21.0	0.5	3.7	23.6
合計	46	43	3.22	2,377	9.9	5.9	45.4	1.6	9.1	12.3	8.1	7.6

出所: 2009年筆者調査。

注: セックス・ワーカー 11人を除く 46世帯の集計。WP: 労働許可証。

が困難であり、それがやや過大に推計された結果とみるべきであろう。なお、より詳細にみれば、単身の漁業労働者5人と送金情報不明の1世帯を除く全40世帯のうち、21世帯(53%)が全く送金をしていない(一部は、移住後の期間が長く本国に送金すべき親戚がいない世帯)一方、残り19世帯は1カ月当たり1,600パーツ(約55ドル)の送金をしていることがわかる。

なぜ、半数もの世帯が本国送金をすることができないのであろうか。最大の理由は、多くの世帯が抱える借金であらう(表6)。しかも借金のある39世帯のうち、10,000パーツを超える

表6 借金のある世帯と金額分布

主な職業	世帯数	借金の ある 世帯数	同世帯 比率 (%)	金 額						
				3,000 パート 未満	3,000～ 5,000 パート	5,000～ 10,000 パート	10,000～ 20,000 パート	20,000～ 30,000 パート	30,000～ 50,000 パート	50,000 パート 以上
漁業	16	9	56.3	1	2	2	3			1
漁業（単身）	5	3	60.0	3						
魚公設市場	5	4	80.0	2	1		1			
ゴム園	5	5	100.0				1	2	2	
林業	2	2	100.0				2			
建設	8	5	62.5	1		3	1			
運搬	2	2	100.0			1		1		
その他	3	2	66.7		1	1				
セックス・ ワーカー	11	7	63.7	2	2	1	1	1		
合計	57	39	68.4	9	6	8	9	4	2	1

出所：2009年筆者調査。

世帯が16（41％）であり、最高は50,000 パーツに達する。さらに金利の高さという問題が加わる。金利不明の8件を除く全43件の借金（付表5）のうち、金利ゼロが18件（42％）を占める一方、月利10％が7件（16％）、15％が2件（5％）、20％が13件（30％）、40％が1件（2％）、90％が2件（4％）などと、月利20％が最頻値であった。労働者1人当たり月収は4,055 パーツで1世帯に就業者が2人いたとしても8,100 パーツほどでしかない。10,000 パーツ以上の借金、しかも月利20％の借金を抱えているとすれば、金利だけで月額2,000 パーツ以上になり、返済は非常に困難といえよう。

III-2 耐久消費財の所有状況

表7は、主な耐久消費財について保有率と入手年を示す。保有率が高い耐久消費財は、テレビ、DVD（ほぼテレビとセットになっている）、携帯電話、扇風機、自転車、炊飯器であり、高価な冷蔵庫やモーターバイクはあまり普及していない。またこれら耐久消費財は過去5～10年の比較的新しい時期に購入されたものである。それがラノーンへの移住が新しいことに必ずしも起因するものではないという点は、付表3の移住年と比べると明らかであろう。さらに同付表によると、ゴム園労働者に耐久消費財の普及率の低い貧しい世帯が多いこともわかる。

なお、モーターバイクについては、ラノーン市条例によってミャンマー人の保有が禁止されており、条例発布後、モーターバイクを売却した人もいる。携帯電話についても、条例によってミャンマー人の保有が禁止されているが、隠れて保有しているミャンマー人が多いことがわかる。

表7 主要耐久消費財の保有状況と入手年の分布

年	テレビ	扇風機	DVD	ラジカセ	炊飯器	冷蔵庫	携帯電話	自転車	モーターバイク
1999 年以前	1	1	0	1	1	0	1	1	0
2000	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2001	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2002	0	3	0	0	0	0	1	0	0
2003	2	3	2	1	2	1	0	0	0
2004	3	4	2	1	1	0	0	0	0
2005	2	3	0	0	2	0	2	1	1
2006	3	5	3	0	6	1	2	4	0
2007	7	2	4	2	4	1	6	5	1
2008	5	2	7	0	1	1	5	3	0
2009	3	6	6	1	3	2	9	1	0
入手年不明	2	3	2	0	4	0	4	5	1
所有率 (%)	73.2	78.0	63.4	14.6	58.5	14.6	73.2	48.8	7.3

出所：2009 年の筆者調査。

注：セックス・ワーカー 11 人と単身の漁業労働者 5 人を除く全 41 世帯が母数。

IV 性産業とセックス・ワーカー

ラノーンにおけるミャンマー人セックス・ワーカーの人身取引などの問題は、Asia Watch and the Women's Right Project [1993] により、その衝撃的事実が早くから知られている。国境の町ラノーンには 1988 年以降、多くのミャンマー人移民労働者が流入したが、1992 年にはすでに 1 万人のミャンマー人労働者が漁船に乗り込んで働き、また 1.2 万人が水産加工場で働いており、それに伴って性産業が勃興し、1988～92 年に売春宿が 3 倍に増加したという [ibid.: 14]。⁸⁶⁾ また 1992 年 6～7 月にはタイ警察が売春宿の大規模摘発を行い、153 人のミャンマー人女性が逮捕された [ibid.: 31]。⁸⁷⁾ 同事件発生から 15 年以上経過してわれわれはラノーンに調査に入ったわけであるが、この間にラノーンの性産業がいかなる変化を遂げたのか、資料がないので不明である。ともかくも、2010 年にわれわれが得た情報は大略、以下のようであった。

86) 注 21) で紹介した警察官 OB によると、1984～90 年のラノーン勤務時代にはすでにクラブリ郡などに多数のミャンマー人がおり、当時から治安上の問題があったが、仕事をもつミャンマー人ではなく、仕事にあふれた者が殺人、モーターバイクの窃盗などの犯罪を引き起こしたという。売春は現在より大がかりであり、タイ人のセックス・ワーカーの方が多かった。ミャンマー人は 1 人ないしグループで部屋を借り、売春していた。タイ人雇用主の家に住み、そこで客を取る者もいた。現在では規制が厳しくなり、こうした形の売春は減り、カラオケ・バーや「ゲストハウス」が主流になったという。

87) しかし 1993 年初めには、タイ陸軍の地方司令官が警察による売春宿の摘発を非難し、「摘発は移民労働者を逃散させ、彼らの安い賃金労働にその成長を依存する地域経済に深刻なダメージを与える」と警告した [Asia Watch and the Women's Right Project 1993: 15]。

ラノーン市立クリニック (Ranong Municipality Health Clinic) によると、2010 年 1 月現在、24 の「コミュニティ」(カラオケ・バー、「ゲストハウス」など性産業施設) に 450 人 (タイ人 55 人、ミャンマー人 395 人) のセックス・ワーカーがいる。⁸⁸⁾ 同クリニックでは、FAR (Foundation for AIDS Rights) という NGO に委託し、コミュニティへの訪問による情報収集・意見交換、知識普及、簡易診察などを行っており、2009 年は 7 つ、2010 年は予定数 6 つのうち 5 つのコミュニティ訪問を終えたという。⁸⁹⁾ コミュニティへの訪問は、毎週水曜日の午後に行われている。

ラノーン市街地には、カラオケ・バーや「ゲストハウス」が集中する地区が 2 つある。1 つは顧客が主にタイ人の A 地区、もう 1 つはミャンマー人労働者 (特に漁業労働者) が主な顧客の B 地区である。B 地区は魚公設市場の裏通りにあり、近くには漁業労働者が多く居住する。われわれは、2009 年 9 月、セックス・ワーカーに対する対面調査を行い、A 地区 7 人、B 地区 4 人の 11 人から情報を得た。ワールド・ヴィジョンに依頼して昼間に彼女ら را呼び出してもらい、前者はラノーン市立病院内、後者はワールド・ヴィジョン診療所内で、われわれ日本人研究者だけでビルマ語で会話をを行った。

彼女らの概要は次の通りである。⁹⁰⁾ 年齢は 17 歳から 20 代半ばまでが多く、ヤンゴン出身者が大半 (11 人中 9 人) を占める。不遇な女性が多く、困窮しているところを見知らぬ女性に声をかけられ、騙されてラノーンに連れてこられた、いわゆる人身取引被害者が 11 人中 10 人を占めた。調査世帯全体の出身地の中ではダウエイ出身者が最も多い中で、ヤンゴン出身者が圧倒的に多い理由は、ラノーンに比較的近いダウエイとは異なり、情報が少なく騙されやすいからであろう。ミャンマーからラノーンまでの旅費、警察・軍に逮捕されて支払った罰金、労働許可証代などをタオゲーに借金し、その返済のため、やむなくセックス・ワーカーの仕事を受け入れた、あるいは続けていると語る女性が多い。客の支払いの約半分をタオゲーに取られ、15 日ごとの清算時には、借金の返済分と 1 日 100 バーツ程度の生活費の前渡し分を差し引かれる。教育を受けておらず、計算ができずに借金がいくら残っているか知らない女性もいた。HIV/AIDS の危険性についてはラノーンに来てから知った女性が大半である。客にコンドームの装着を依頼するが、付けようとしなない客もあり、もめて殴られることもある。妊娠の可能性もあるので、定期的に避妊のための注射を打つ女性も少なくない。

セックス・ワーカーの大半は、タオゲーの経営するカラオケ・バーや「ゲストハウス」で生活している。1 人 1 部屋があてがわれる場合 (その場合、そこで客を取る) から 2~3 人、3~

88) ただし、ラノーン警察署での聞き取りによれば、「コミュニティ」は 100 カ所ほどある。

89) 5 つの「コミュニティ」に 220 人 (全員ミャンマー人)、残り 1 つには 100 人以上のセックス・ワーカーがいるという。

90) 1 人ひとりの詳細な情報については、Fujita *et al.* [2010] を参照。

4 人、ないし 10 人前後の女性全員で 1 部屋という場合もある。電気代や水道代はタオゲーが負担するケースもあるが、女性の給与から差し引く形で徴収される場合が多い。女性は、あまり外出しないよう指導されており（特に労働許可証がない場合）、定期的にクリニックに検診に行く以外は減多に外出しない女性も少なくない。

これに対し、聞き取りによれば、ラノーン警察署の基本的立場は次の通りである。⁹¹⁾ ミャンマー人セックス・ワーカーは、基本的には自発的にラノーンに来て働いている。カラオケ・バーなどを警察官が巡回しているが、彼女らの中に人身取引被害者はいない。セックス・ワーカーは、売春を強要されているのではなく、カラオケ・バーなどでたまたま客を見つけただけであり、したがってカラオケ・バーの経営者に罪はない。売春禁止法に基づき、毎月 100 ～ 200 人のセックス・ワーカーを逮捕しているが、罰金を科して強制送還してもすぐに戻ってくる。またインタビューをした警察官の意見では、売春禁止法は非人道的である。長期間海に出て激しい労働をして帰ってくる若い男性にとって性的欲望の発散場所が必要だからという。

V ミャンマー人移民の医療・教育

V-1 医療

2001 年、タックシン政権は低所得者向け医療制度と地域保健医療の拡充を目的として、いわゆる 30 パーツ医療制度を導入した（ラノーンでは 2003 年から導入）。⁹²⁾ 同制度下で患者は、1 回の通院ごとに 30 パーツのみを支払えばよい。またタイ在住の移民は、住民登録をする際、健康診断を受け（診察料 600 パーツ）、健康保険料 1,300 パーツを支払えば、健康保険証が交付され、30 パーツ医療制度に加入できる。問題は、健康保険証を持たない不法移民である。また、労働許可証をもつ労働者が健康保険証を保有していても、妻や子どもなど付帯家族が制度の恩恵を受けられないことである。事実、セックス・ワーカーを除く調査対象世帯のうち 46 世帯の世帯員 148 人についてみると、健康保険加入者は 27 人（18.2%）のみであり、大部分のミャンマー人移民は制度の対象外に置かれていた。

ただし、国立ラノーン病院とその傘下にあるクリニック⁹³⁾は、人道的配慮から、合法・非合

91) スラータニーの第 8 管区警察（スラータニー、チュムボン、ナコンシーターマラート、パンガー、トラート、ブーケット、ラノーンの 7 県の警察署を統括）での聞き取りでも、ラノーンのミャンマー人セックス・ワーカーは人身取引被害者ではないことが強調された（2010 年 9 月調査）。また客はミャンマー人であってタイ人ではないという点も強調された。これらが完全に間違った認識であることは、われわれの調査が明らかにしている通りである。

92) 1997 年に Compulsory Migration Health Insurance Scheme として始まり、2001 年から 30 パーツの支払い方法に変更された。河森 [2008] を参照。

93) 全部で 17 のクリニックがあるが、ラノーン市立クリニック以外の 16 のクリニックは保健省管轄下にある。基本的に 1 つの村行政区（タムボン）に 1 つのクリニックが設置されている。

法にかかわらず、移民の診察を行うことを基本方針としている。健康保険証のない不法移民に対しては、実費請求を原則とし（ラノーン市立クリニックでは1回の診察で最大500バーツ程度）、経済的余裕がない場合は払えるだけ払ってもらうという対応をしている。ラノーン病院では1日の患者数1,000人中200人（20%）がミャンマー人であり、市立クリニックでも毎日約30人（患者の約半数）のミャンマー人患者が訪れ、また月曜日には妊婦健診、木曜日には予防接種（BCG、ポリオ、ジフテリア、肝炎など6大疾病が対象で、0～5歳児向け）があるため約50人に増える。市立クリニックでは、タイ語ができない移民労働者のためにミャンマー人通訳スタッフを2人雇用している（月給4,000バーツ）。⁹⁴⁾

また、病院での出産数でいえば、ラノーン病院ではミャンマー人比率が50%（月に200ケース中100ケース）に達している。健康保険証をもつミャンマー人妊婦の場合、7,000～8,000バーツ（帝王切開は15,000バーツ）の出産費用を30バーツで済ませることができ、メリットが大きい。^{95),96)}

なお、調査したセックス・ワーカーの1人は、健康保険証なしに病院で出産したが、支払いに窮するだろうと、病院側はお金を取らなかったという。かかる人道的対応をした場合、その費用が問題になる。ラノーン病院では、病院が負担した費用は2009年だけで300～400万バーツに達し、過去5～6年の累計で1,500～1,600万バーツに達した。ただし、実はその全部が病院側の負担になるわけではなく、登録をする際にミャンマー人移民が支払う1人当たり1,300バーツの保険料収入があり、それでやり繰りをしてきたという。これは、ミャンマー人の健康保険証保持者が不法移民の医療費をも負担してきたことを意味している。⁹⁷⁾

しかしながら、問題はむしろ財政面だけではない。第1に、医療機関としては移民の正確な

94) スタッフは、院長、看護師、事務員、運転手、掃除人の5人とミャンマー人通訳2人（男1、女1）である。ミャンマー人通訳は2004年から雇用しており、2004～09年までは国際移民機構（IOM）が給与を負担していたが、2010年からは公共保健省県事務所が負担するようになった（ミャンマー人が住民登録をする際に支払う1,300バーツの医療保険料が原資）。加えて、ラノーン病院から看護師3人、事務員1人、ヘルス・アカデミック（防疫計画の策定・実行・監督、および若干の研究が主な任務）1人の計5人が派遣されている。医療関係品もラノーン病院から支給され、検査もラノーン病院で行われる体制になっている。

95) われわれが調査したあるミャンマー人女性は、第1子と第2子はコートウンで出産したが、出産費用の節約のため、第3子を出産をラノーンで済ませた。

96) ラノーン病院では、移民労働者の子どもに対し、2004年から合法・非合法を問わず出生証明書を発行することにしている（多くの議論があったが、結局、行政側が移民の数を把握したいという理由から、発行に踏み切った）。ミャンマー人夫婦は、出生証明書をもとに出生届を出すことができ、住民登録も可能になる。しかし実際には、多くの不法移民夫婦は、タイ政府当局を恐れて出生届や住民登録をせず、生まれた子どもが無国籍となるケースがほとんどである（むしろ、出生届や住民登録のみでタイ国籍を取れるわけではないが）。

97) タイ全体のマクロ・レベルでみれば、登録を行った移民労働者から徴収した保険料は、不法移民の医療費を補って余りあるとの指摘もある [IOM and WHO 2009]。多くの移民労働者が、保険料を払いながら実際には公立病院を利用していない（ないしできていない）ケースが多いためである。タイの移民労働者の医療制度については、IPSR [2011] も参照。

表8 HIV感染者/AIDS患者数の推移

年	タイ人	ミャンマー人	合計
2006	123	184	307
2007	144	150	294
2008	148	173	321
2009	87	141	228
2010	75	93	168

出所：ラノーン病院提供資料（2010年9月）。

数がわからず、患者数の予測が困難で、院内の業務調整が難しい。第2に、不法移民の患者は一般に症状が深刻化してから来院する傾向があり、それは病院にとっても患者にとっても問題である。治療費が高くなり、かつ治療が困難になるからである。

最後に、ラノーンで蔓延している深刻な感染症である HIV/AIDS とマラリアについて、ミャンマー人移民との関連で述べておきたい。

まず HIV 感染者/AIDS 患者数をみると、ミャンマー人がタイ人を常に上回っている（表8）。ミャンマー人感染者/患者はラノーン病院に症状が深刻化してから来院することが多いことを考えると、実際のミャンマー人の数はさらに多くなる可能性が高い。ワールド・ヴィジョンで働くミャンマー人医師によれば、ミャンマー人セックス・ワーカーの HIV 感染率は 15～20% と推定される。既述のようにミャンマー人セックス・ワーカーは約 400 人であるから、そのうち 60～80 人が HIV ポジティブということになる。

ミャンマー人セックス・ワーカーを対象とする性感染症検診は、ラノーン市立クリニックで毎週火曜日午後に行われており、ワールド・ヴィジョンからミャンマー人医師が派遣されてくる。ただし対象は、タイ人を主な顧客とする A 地区のセックス・ワーカーのみであり、ミャンマー人が主な顧客である B 地区はカバーされていない。B 地区のセックス・ワーカーの定期検診は、B 地区の近くに診療所を開設しているワールド・ヴィジョンによって担われているのである。タイ政府は、タイ人への性感染症の拡大阻止に重きを置いているといえよう。ただし、市立クリニックが毎週水曜日午後、FAR（Foundation for AIDS Rights）への委託事業として「コミュニティ」を訪問し、情報収集・意見交換、知識普及、簡易診察などを行っていることは既述の通りであるが、B 地区もその対象となっている。

検査の結果、HIV ポジティブとなった場合、タイ人はラノーン病院に入院させるが、ミャンマー人はワールド・ヴィジョンに依頼し、ARV（抗レトロウイルス薬）の投薬が可能になるよう配慮するのみとなっている。⁹⁸⁾ ラノーン病院提供資料では、2009 年から 2010 年 9 月までで、

98) HIV/AIDS 以外の性感染症の場合は、同クリニックで投薬・治療することになっている。

投薬を受けている HIV 感染者/AIDS 患者数は、タイ人 570 人（+子ども 11 人）に対し、ミャンマー人 78 人（+子ども 3 人）⁹⁹⁾であった。なお、HIV/AIDS にかかると免疫力が著しく下がり、それゆえ結核を併発していることが多く、治療に際してはまず結核の薬を投与し、結核が少し改善した後に HIV/AIDS の投薬に移行する。

ここでワールド・ヴィジョンの活動について言及しておこう。ワールド・ヴィジョンは、1990年代半ば頃にラノーン県での活動を開始し、現在はラノーン市内に3つのオフィスをもつ。主な活動は、ミャンマー人移民の（1）医療保健（主に HIV/AIDS と結核）、（2）人身取引問題への対応の2つである。ミャンマー人医師を2人雇用し、1人は HIV/AIDS、もう1人は結核が専門である。HIV/AIDS 専門のミャンマー人医師によれば、彼がケアをしているミャンマー人 HIV 感染者/AIDS 患者は約 90 人で、男女ほぼ同数、主に男は漁業労働者、女は水産加工場の労働者である。感染ルートは、セックス・ワーカーから漁業労働者、その妻へというケースが多いという。ワールド・ヴィジョンは、複数のミャンマー人居住区でボランティアを雇用し、ボランティアを通じて HIV/AIDS の知識普及と予防（コンドームの無料配布）に力を入れている。

また、HIV/AIDS 専門のミャンマー人医師は、ワールド・ヴィジョンの本部で患者をみるほか、既述のように、火曜日午後にはラノーン市立クリニックでミャンマー人セックス・ワーカーの定期検診を受け持ち、かつ B 地区のセックス・ワーカーに対しても、その近くに開設されたワールド・ヴィジョンの診療所で検診をしている。彼は多くのミャンマー人セックス・ワーカーをケアしており、真夜中にもしばしば電話がかかってくるという。また、ラノーンには1週間に20人程度の新しいセックス・ワーカーが流入してくるという。

次に、タイの国境の一部地域以外ではすでにコントロールされているマラリアであるが、クラブリ郡に設置されたマラリア・センター（保健省傘下の機関で1996年設立）の存在が物語るように、ラノーン県ではいまだ問題である。ラノーン県で蔓延しているマラリアは、熱帯熱マラリアと3日熱マラリアの両方であり、患者数の割合は前者が60%、後者が40%である。季節的には5～7月と11～12月に多い。マラリア・センターで治療薬が無料配布されていることを知って、クラブリ川を泳いで渡ってくるミャンマー人も多いという。同センター提供資料によると、2008年にはマラリア検査に来たミャンマー人8,434人のうち患者は533人（6.3%）であったのに対し、タイ人は9,704人中697人（7.2%）であった。

なお、マラリア・センターに検査や薬を求めてやってくるミャンマー人は、国境を越えてやって来るだけではない。むしろ、ゴム園、油ヤシ園、果樹園など農園で働くミャンマー人労

99) ARV は1日に1～2回服用する必要がある、1カ月に800～1,000 パーツかかる。投薬を受けている外国人患者のうちグローバル・ファンドから資金援助がある者は大人49人、子ども3人で、残りの大人29人は自費である。

働者の間で感染率が高い。マラリアでセンターに通院している患者の割合は、タイ人（主に農業従事者）30%，ミャンマー人70%である。¹⁰⁰⁾

V-2 教育

2005年8月以降、タイでは、タイ国籍の有無にかかわらずタイに居住する者は公立学校で義務教育を受けることが可能となった。しかし実際には、多くのミャンマー移民はこの事実を知らず、また仮に知ったとしても、経済的・社会的理由からタイ公立学校へ入学させることが難しいのが現実であると思われる。移民の子どもの入学が校長の裁量に任されている点が、一層ハードルを高くしている可能性もあろう。事実、調査世帯の中でタイ公立学校に子どもを入れている世帯は、タイ人とミャンマー人の間に生まれた子どもがいる2世帯のみであった。

移民の子どもの教育を受けさせる選択肢は、第1にNGOが運営するラーニング・センターに入れること、第2に学齢期になった子どもを帰国させ、ミャンマーの学校に入れることである。付表2には、各世帯の子どもの情報を掲載した。斜字が親元を離れてミャンマーで暮らす子どもで、その他がラノーン在住である。それを男女別・年齢別に整理したのが表9である。5歳以上の学齢期の子どもに限定すると、ミャンマーに帰国した子どもは、男子で18人中7人(39%)、女子で23人中11人(48%)という高い値を示している。¹⁰¹⁾

ラノーンにはラーニング・センターが12校あり、うち10校はラノーン市街地にある。3校はワールド・ヴィジョンの支援を受けており、そのうち最大規模のVセンターには、幼稚園(4歳KG1, 5歳KG2)から8年生までの244人の生徒が学んでいる。1999年、自らミャンマー人移民である校長によって設立された。¹⁰²⁾ 開設当初、子どもをセンターに通学させるとタイ当局に捕まるのではないかと躊躇する親が多かったが、次第にそうした懸念が薄れていったという。科目はビルマ語、英語、算数、タイ語、そして3年生以上は歴史と地理が加わる。教師はミャンマー人の専任6人とボランティア2人、タイ語を教えるタイ人教師が1人の9人である。タイ語以外はすべてミャンマーの教科書(コータウンで調達)を使用している。自宅が遠い子どもには通学バスを用意し、また必要に応じて昼食のアレンジも行っている。

100) タイ政府は、マラリアなど感染症が移民を通じてタイ国内に拡散することを強く懸念しているが、ミャンマー人が母国から感染症を持ち込んでくるというよりも、タイ国内におけるミャンマー人移民の就業パターンや生活環境、医療サービスへのアクセスの悪さなどが感染症拡大につながっているという見方もあり(Brahm Press [2005], Leitner *et al.* [2006], Krissanakriangkrai and Hengborinboonpong [2007] など)、注意深い議論が必要である。

101) なお、ミャンマーに帰国した女子のうち3名が就学していないのは、11歳の子がHIV感染者/AIDS患者、15歳の2人が就学も仕事もせずぶらぶらしているケースである。

102) 校長はラノーンに家族で移住してきたが、1日中ぶらぶらしている子どもをみて好ましくないと思い、学校を始めた。また、調査したもう1つのラーニング・センターでは、最初の8カ月は校長とその妻が全くの無給で運営し、その後やっと援助資金が付くようになったという。

表9 子ども（非就業のみ）の所在と就学の有無

ラノーン		年齢	ミャンマー	
男	女		男	女
*	* *	0		
*		1		
	*	2		
*	* * *	3		
	*	4		
	†	5		†
†	*	6		†
† †	† †	7	†	†
† †	† †	8		†
†		9	†	†
		10		
* *	† *	11	† †	† *
† †	†	12	†	
	*	13		†
	†	14	†	
		15		† * *
*	*	16	†	
14	19	合計	7	11
11	12	5歳以上のみ合計	7	11

出所：2009年筆者調査より，整理。

注：孫1人，甥1人，姪1人，養子2人を含む。†は就学している子ども。

センターが抱える問題は，第1に文字の読み書きができない生徒には年齢が上でもKG1から始め，習得すべき内容が済むと上の学年に上げていくという方式を取らざるを得ず，各学年で学ぶ子どもの年齢がバラバラで授業がやりにくいこと，¹⁰³⁾ 第2に生徒の移動が激しいことであり，タイ国内の移動のみならず，ミャンマーに一度戻った子がまたラノーンに帰ってくるケースもあったという。第3に学年が上がるにつれてドロップ・アウトが急増し，十分な教育を施すことができない点である。2010年9月調査時には，244人の生徒の内訳は，KG1 68人，KG2 50人，1年生30人，2年生25人，3年生30人，4年生14人，5年生13人，6年生7人，7年生5人，8年生2人であった。¹⁰⁴⁾ 中途退学の理由はさまざまであるが，学業を断念し働かせることを選ぶ親が多いこと，¹⁰⁵⁾ 高学年になるにつれミャンマーに帰国させ，通学させようとする親

103) ただし，学年ごとに進級試験があるミャンマー本国でも事情は同じである。

104) 希望者に対して，コートウンで8年生修了試験を受けさせ，合格すれば9年生に進学できるコースを用意しているが，そこまで進んだ生徒はいない。2009年に1人希望者が出たが，親が反対したため，その生徒は働き出したという。

105) 調査世帯の中には，12歳でラーニング・センターへの通学をやめ，14歳から親と一緒に漁業労働者として働いている子どもがいた。

が増加することなどが主なところである。

なお、センターの教育費は最小限で済む仕組みになっている。¹⁰⁶⁾ 第1にセンターに対する国際的支援、第2にミャンマー人有志の献身的努力である。まず教科書、文房具、制服（年2着）は無料配布であり、学校への送迎も通学バスを出すセンターが多い。¹⁰⁷⁾ 昼食も弁当を作って持参させればよい。PTA会費は低く抑えられており、たとえばVセンターでは学童1人につき月50バーツ（2人目は30バーツ、3人目は40バーツ）である。

ただし、センターはタイ市民からはやや冷ややかにみられている。多くのセンターではビルマ語、英語、タイ語の3カ国語を教えているため、ミャンマーの子どもはタイの子どもよりも将来よい職業に就くのではないかという「やっかみ」がある。もちろん実態としては、生徒の定着率は低く、また大学進学の手が開かれていないなど、不利な面が大きく、こうした不利性を最もよく知っているのは誰よりもミャンマー人の親たちである。学齢期に達した子どもをミャンマーに帰国させる親が多いのはそのためであるが、問題は、子どもの預け先が必要であること、必要経費（学費だけでなく生活費も）をミャンマーに送金できるだけの資金がいることである。ミャンマーにいる祖母や叔父・叔母など近しい親戚に預けるケースが一般的であるが、父親のみがタイに残り母親が子どもと一緒に帰国するケースもある。

結論にかえて

本稿の目的は、第1にラノーンのミャンマー人移民労働者の就業や生活の実態を明らかにすること、第2にラノーンを事例にタイにおけるミャンマー人労働者をめぐる問題の「構図」を具体的に描き出すことであった。最後に、繰り返しを厭わず、タイにおけるミャンマー人労働者をめぐる問題の「構図」をもう一度まとめて示し、結論に代えたい。

ラノーンは、遅くとも1980年代以降、自然資源の「収奪」に立脚した経済を維持・発展させてきたと思われる。1980年代前半までは森林資源、80年代半ば以降は漁業資源であり、特に2003年以降はミャンマー領沖の漁業資源であった。こうした自然資源「収奪」型の経済は、低賃金の未熟練労働によって維持される側面が強い。そうした労働力の供給を担ったのははじめ東北タイであったが、1990年代からミャンマーに取って代わられた。ラノーン経済は1990年代半ば以降10年近くにわたって不況に陥るが、それは1997年のアジア金融危機による打撃というよりも、タイ領沖の漁業資源の枯渇の影響を受けたものと推測される。

ラノーン経済は、過去20年以上にわたって、ミャンマー人移民労働者なしには成り立たな

106) 前掲表5で教育費が非常に少なかった理由は、第1にセンターでの教育費の安さ、第2にミャンマーに帰国させて教育している世帯が多いことであろう。

107) 車の借料やガソリン代は国際援助資金で賄い、運転手は校長自らが買って出るなどしている。

い構造になった。タイ人雇用主は、特に中小企業の場合、最低賃金を大きく下回る賃金でミャンマー人を雇い、利潤を確保してきた。国境域から離れたタイの内陸部では、最低賃金に近い賃金を提示してミャンマー人労働者をラノーンから引き抜くことが常態化した。ラノーンのタイ人雇用主は、たとえ引き抜かれても、また新しい労働者を雇い入れることが容易という状況下で、低賃金を改善するインセンティブを持たなかった。こうしてラノーンはミャンマー人移民の最初の受け入れ地であり、かつそこを起点にしてタイ内陸部にミャンマー人労働者を供給する基地となり、移動性の高いミャンマー人社会が形成されることになったのである。¹⁰⁸⁾

ラノーンのミャンマー人移民労働者の多くは低賃金と高い生活費（借金の金利の高さも相俟って）のため、経済余剰があまりない状況にある。加えて、「半合法」状態につけ込まれ、移民労働者とその家族は、しばしば警察に逮捕され、高額の罰金を支払わされている。いつ捕まるか、脅えながら生活をしなければならないストレスは大きい。専業主婦など移民労働者の付帯家族の中には、働いてもないのに労働許可証を取得している例が少なからずみられたのは、そのためである。移民労働者を管理しようとするタイの登録・労働許可制度は大きく歪められている。タイ政府によるミャンマー人移民労働者への組織的ハラスメントは、ミャンマー人セックス・ワーカーにおいて頂点に達している。少し調査すれば、多くのセックス・ワーカーが人身取引被害者であることはすぐわかることであるが、警察はそれを強く否定している。¹⁰⁹⁾ 反面、最低賃金を下回る低賃金で雇用しているタイ人雇用主に対するタイ政府の取り締まりは、非常に緩い。

むろん、ラノーン病院や政府系クリニックが合法・非合法を問わず、ミャンマー人患者を拒まない方針をとっていることなど、タイ政府機関のすべてがミャンマー人移民に対し不当な扱いをしているわけではない。しかし、ラノーン病院の不法移民の医療費が結局、登録をしたミャンマー人移民の保険料から支払われていること、またミャンマー人移民の医療・教育では

108) 同じ構図はメーソートでもみられる（2011年8月現地調査により直接確認済み）。

109) 警察それ自身が人身取引に深く関与しているという確からしい噂がある。たとえば、ラノーン最大の売春施設は、100人以上のミャンマー人セックス・ワーカーが働く「ゲストハウス」であるが、そのオーナーは警察官である。その警察官の妻はミャンマー人であり、ミャンマーの組織と結託して、ミャンマー人女性を騙して連れてくる。警察官が売春宿のオーナーであれば、仲間の警察官を手引きしてセックス・ワーカーを逮捕させ、罰金を徴収して新たな借金を背負わせ、帰国を阻止することも容易となろう。ミャンマー人の妻がいれば、ミャンマー人セックス・ワーカーの管理も容易であろう。さらに、警察官自身が売春宿の有力な顧客でもある。誰がセックス・ワーカーかを熟知しているので道で会ったら逮捕し、巻き上げた罰金で買春する。警察官は一度ラノーン勤務の味をしめたらラノーンを離れたくなるという。ここで「噂」として示唆した警察をはじめとするタイ政府関係者の組織的犯罪は、たとえばHuman Rights Watch [2010]にも詳細に記されている。詳細な調査を通して、さまざまな状況証拠をつかんだわれわれには、そこに書かれた「告発」のほとんどは、多少の誇張はあるにせよ、真実だと思える。なお本文（p.163）ではタイの警察は主として治安維持上の理由からミャンマー人移民労働者の受け入れに批判的な勢力の1つだと指摘したが、表向きは受け入れに反対しつつ、実は職権を利用しそこから利益を得ている実態を考慮すれば、「半合法」措置による受け入れ体制を支持する勢力という方が正確であろう。

ワールド・ヴィジョンなどNGOの役割が大きいことなどが示すように、タイ社会がミャンマー人移民労働者から得ている利益に比較すると、¹¹⁰⁾ タイ社会から彼らへの利益還元はあまりに少ないといわざるを得ないのである。

タイ政府のミャンマー人移民政策は、(少なくとも国籍証明手続きを通じた完全合法化の政策が打ち出されるまでは) 中途半端なものであった。経済活動のためミャンマー人移民労働者を必要としながら、彼らに合法的な地位を与えなかったからである。そこに生まれた「半合法」状態が、移民労働者やその家族の人権を疎かにし、移民に対する警察などのハラスメント、劣悪な労働条件や雇用主の犯罪行為、子どもの無国籍問題や教育の問題、医療保健の問題など、多くの深刻な問題を生んできた。その矛盾は、ワールド・ヴィジョンで勤務するミャンマー人医師の「(移民を) 受け入れるのか受け入れないのか、はっきりしてほしい」というわれわれに発せられた抗議の言葉に凝縮されている。ワールド・ヴィジョンは、ラノーンの地元警察をはじめとするタイ政府当局と何とか折り合いを付けつつ、活動を続けている。労働者の権利保護や人身取引問題など、ミャンマー人移民にとってより深刻な問題にあまり手を付けることができず、¹¹¹⁾ 主な活動を医療保健に限定しているのは、苦しい妥協の産物といえよう。

以上のような問題の「構図」は、国籍証明手続きを通じた「完全合法化」の政策が浸透していけば、解消されるであろうか。国籍証明手続きは始まったばかりで、この問いに対する結論を出すには時期尚早である。ただし、ミャンマー人、特に反政府の立場をとる少数民族については、同制度の有効性に疑問を投げかける専門家が多いこと [伊藤 2010; 山田 2010 など]、また国籍証明手続きは、あくまでタイで就業する労働者自身を対象にしており、その付帯家族に対する配慮が相変わらず欠けていることは、大きな問題点として指摘されなければならないであろう。

謝 辞

本研究は科研費 (No.19101010) の助成を受けたものである。研究代表者である西渕光昭・京都大学東南アジア研究所・教授には篤く御礼申し上げます。また、ラノーンでの調査に協力していただいた、Chalermopol Chamchan 氏 (タイ国マヒドン大学人口社会研究所) と Achakorn Wongpreedee 氏 (タイ国国立開発行政研究所)、およびワールド・ヴィジョンのラノーン事務所の所長並びにスタッフの方々には特別の謝意をあらわしたいと思います。

110) タイがCLMから移民労働者を受け入れることによる経済効果は非常に大きい。Martin [2007] など参照。

111) メーソートでは、こうしたミャンマー人移民にとってより根本的で深刻な問題を正面から取り扱う多くのNGOが活動しており、ラノーンとは状況が大きく異なる。

参 考 文 献

日本語文献

- 浅見靖仁. 2003. 「国際労働力移動問題とタイ——研究動向と今後の課題」『大原社会問題研究所雑誌』530: 22-43.
- 藤田幸一 (編). 2005. 『ミャンマー移行経済の変容——市場と統制のはざままで』アジア経済研究所.
- 伊藤路子. 2010. 「タイにおける移民労働者管理とその課題」『メコン地域国境経済を見る』石田正美 (編), 49-68 ページ所収. アジア経済研究所.
- 河森正人. 2008. 「いわゆる 30 パーツ医療制度下における地域保健医療制度改革——その『統制』的志向と『分権』的志向をめぐる」『年報タイ研究』8: 1-18.
- 北原 淳. 2011. 『タイにおける外国人労働者の移動・労働・生活』2007-10 年度科学研究費補助金 (基盤研究 C) 研究成果報告書.
- 丸岡洋司. 1990. 「東南アジアから見た外国人労働者問題——タイ国を事例として」『商経論叢』26(1): 167-174.
- 水野敦子; 久保彰宏. 2008. 『タイにおけるミャンマー人労働者の賃金決定要因』大阪市立大学経済格差研究センター (CREI) Discussion Paper No.9.
- 中川雅貴. 2003. 「現代アジアにおける国際労働力移動に関する一考察——タイ経済をめぐる労働力移動の動向と要因を中心に」『経済学論叢』55(3): 103-130.
- 野津隆志. 2010. 「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因——サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より」『年報タイ研究』10: 1-16.
- 末廣 昭. 2009. 『タイ中進国の模索』東京: 岩波新書.
- 鈴木規之. 1995. 「東北タイにおける出稼ぎ労働者——ウドンタニ県クンパワピー郡パンドン村を事例として」『琉大法学』54: 128-195.
- 竹口美久. 2011. 「タイにおける外国人労働者受容の制度的変遷」『南方文化』38: 89-108.
- 山田美和. 2009. 「人身取引問題に対するタイの法的枠組みにかんする一考察——ミャンマーからタイへの人口流入を背景として」『アジア経済』50(8): 29-61.
- . 2010. 「転換期を迎えるタイの移民労働者政策——合法と非合法の間で」『アジア研究ワールドトレンド』176: 16-19.

英語文献

- Asia Watch and the Women's Right Project. 1993. *A Modern Form of Slavery: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand*. New York: Human Rights Watch.
- Brahm Press. 2004. *Untangling Vulnerability: A Study on HIV/AIDS Prevention Programming for Migrant Fishermen and Related Populations in Thailand*.
- . 2005. *Migrants' Health and Vulnerability to HIV/AIDS in Thailand*. Prevention of HIV/AIDS among Migrant Workers in Thailand Project.
- Chalamwong, Yongyuth. 1998. Economic Crisis, International Migration and the Labor Market in Thailand. *TDRI Quarterly Review* 13(1): 12-21.
- Chalida, P. 2010. Interinstitutional Collaboration in Provision of Education for Migrant Children in Thailand: The Case Study of Samut Sakhon Province. PhD dissertation, Osaka University.
- Chantavanich, Supang et al. 2000. *Cross-border Migration and HIV/AIDS Vulnerability in the Thai-Myanmar Border: Sangkhaburi and Ranong*. Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- . 2007a. *Mitigating Exploitative Situations of Migrant Workers in Thailand*. Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies.
- . 2007b. *Assessing the Situation of the Worst Form of Child Labour in Samutsakhon*. Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies.
- Clarke, M. 2009. Over the Border and under the Radar: Can Illegal Migrants Be Active Citizens? *Development in Practice* 19(8): 1064-1078.
- Fujita, K; Endo, T.; Okamoto, I.; Nakanishi, Y.; and Yamada, M. 2010. *Myanmar Migrant Laborers in Ranong, Thailand*. IDE Discussion Paper No.257, Institute of Developing Economies.

- Human Rights Watch. 2010. *From the Tiger to the Crocodile: Abuse of Migrant Workers in Thailand*.
- Institute for Population and Social Research (IPSR), Mahidol University. 2009. *Prevention of HIV/AIDS among Migrant Workers in Thailand Project (PHAMIT): The Impact Survey 2008*.
- . 2011. *Final Report: A Situation Analysis on Health System Strengthening for Migrants in Thailand* (Submitted to World Health Organization).
- International Labour Organization (ILO), Office of the Education Council and Ministry of Education, Thailand. 2006. *Research Study on Educational Opportunity in Migrant and Stateless Children in Samut Sakhorn*.
- International Organization for Migration (IOM), Thailand. 2005. *International Migration in Thailand*.
- . 2007. *Assessment of Mobility and HIV Vulnerability among Myanmar Migrant Sex Workers and Factory Workers in Mae Sot District, Tak Province, Thailand*.
- . 2008. *Migration and HIV/AIDS in Thailand: A Desk Review of Migrant Labour Sectors*.
- . 2009. *International Migration in Thailand*.
- International Organization for Migration (IOM); and World Health Organization (WHO). 2009. *Financing Healthcare for Migrants: A Case Study from Thailand*.
- Krissanakriangkrai, Oraphin; and Hengboriboonpong, Patchana. 2007. Malaria Transmission along Thai-Myanmar Border. *Journal of Science, Technology and Humanities* 5(1-2): 35-41.
- Lee, Tang Lay. 2005. *Statelessness, Human Rights and Gender: Irregular Migrant Workers from Burma to Thailand*. Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- Leitner, Karen; Suwanvanichkij, Voraivit; Tamm, Ingrid; Iacopino, Vincent; and Beyrer, Chris. 2006. Human Rights and Vulnerability to HIV/AIDS: The Experiences of Burmese Women in Thailand. *Health and Human Rights* 9(2): 88-111.
- Martin, P. 2004. *Thailand: Improving the Management of Foreign Workers: Conclusions and Best Practice Recommendations*. Bangkok: IOM, Regional Office.
- . 2007. *The Economic Contribution of Migrant Workers to Thailand: Toward Policy Development*. International Labour Organization.
- Moazzem, K. G.; and Fujita, K. 2004. The Potato Marketing System and Its Changes in Bangladesh: From the Perspective of a Village Study in Comilla District. *The Developing Economies* 42(1): 63-94.
- National Economic and Social Development Board (NESDB). 2000. *Gross Regional and Provincial Products 2000 Series*. <http://www.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid=96> (2012 年 1 月 20 日確認).
- Panam, A.; and Khaing Mar Kyaw Zaw. 2008. Migrant Domestic Workers: From Burma to Thailand. In *Transborder Issues in the Greater Mekong Sub-region*, edited by Thaweesit S. et al., pp.305-333. Mekong Sub-region Social Research Center, Ubon Rachathani University.
- Regional Thematic Working Group on International Migration Including Human Trafficking. 2008. *Situation Report on International Migration in East and South-East Asia*. IOM.
- Thailand, Department of Employment (Ministry of Labour). 2007. *Year Book of Employment Statistics 2550/2007*.
- United Nations Development Programme (UNDP). 2007. *Human Development Report 2007*.
- World Bank. 1996. *World Development Report 1996*.
- . 2011. *World Development Report 2012*.
- World Vision Foundation of Thailand. 2004. *PHAMIT Subproject Grant Agreement*.
- . 2006. *Using Theory-based Behaviour Change Communication for HIV-Prevention among Burmese Fishermen in Phuket Thailand: An Evaluation Study*.

付表1 ミャンマー人移民労働者の世帯構成

世帯 番号	職 種	世帯員数			就業者数			居候の数	居候の 内訳
		男	女	合計	男	女	合計		
1	漁業	1	1	2	1	0	1	3	弟3
3	漁業	2	2	4	1	0	1	1	他人1
4	漁業・水産加工	2	2	4	2	2	4	10	他人10
6	漁業	2	1	3	2	0	2	1	他人1
8	漁業	2	2	4	1	0	1	2	他人2
10	漁業・製氷	2	2	4	1	1	2	10	他人10
14	漁業・ワールド・ヴィジョン	4	1	5	4	0	4	0	
19	漁業・水産加工	1	1	2	1	1	2	10	他人10
22	漁業	2	1	3	1	0	1	0	
45	漁業	2	1	3	1	0	1	2	他人2
53	漁業・水産加工	2	3	5	2	1	3	0	
54	漁業	1	1	2	1	0	1	0	
56	漁業	3	1	4	3	0	3	0	
57	漁業	1	3	4	1	0	1	0	
2	漁業	1	0	1	1	0	1	8～9人同居	居候
7	漁業	1	0	1	1	0	1		居候
18	漁業	1	0	1	1	0	1		8～9人同居
21	漁業	1	0	1	1	0	1		居候
23	漁業	1	0	1	1	0	1	居候	
50	カニ	1	0	1	0	0	0	5	
51	カニ	3	2	5	1	0	1	0	
39	魚市場・建設	3	1	4	2	0	2	0	弟2
40	魚市場・(漁業)	3	2	5	1	1	2	2	
43	魚市場	1	0	1	1	0	1	0	
44	魚市場	1	0	1	1	0	1	0	
48	魚市場・(水産加工)	1	1	2	1	0.5	1.5	0	
25	ゴム園	1	2	3	1	1	2	0	
26	ゴム園	1	1	2	1	1	2	0	
27	ゴム園	1	1	2	1	1	2	0	
29	ゴム園・建設	5	3	8	3	2	5	0	
32	ゴム園	3	1	4	3	0.5	3.5	0	
28	木こり・建設	2	2	4	2	1	3	0	
31	木こり・店員	2	4	6	2	3	5	0	
5	建設	2	0	2	2	0	2	0	
9	建設・行商	1	1	2	1	1	2	0	
30	建設	3	1	4	1	0	1	0	
33	建設・(水産加工)	1	1	2	1	0.5	1.5	0	
34	建設・カシュー園	1	3	4	1	1	2	0	
36	建設・(水産加工)	1	3	4	1	0.5	1.5	0	
37	建設	2	1	3	1	0	1	0	
38	建設・ワニ園・カシュー園	2	2	4	2	1	3	0	
49	運搬船操縦・建設・除草	2	4	6	1	1	2	0	
52	運搬	1	1	2	1	0	1	0	
55	廃品回収・漁業	3	3	6	1	0	1	1	妻弟1
35	無職(ワールド・ヴィジョン)	1	2	3	0.5	0	0.5	0	
13	越境仲介	2	2	4	0	2	2	6	夫甥6
11	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
12	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
15	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
16	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
17	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
20	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
24	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
41	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
42	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
46	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		
47	セックス・ワーカー	0	1	1	0	1	1		

出所：2009年筆者調査。

注：網かけは特殊な単身者。「カシュー園」はカシューナッツ園の略。

付表 2 法的地位と逮捕歴、抱える問題

世帯 番号	職 種	法的文書（カッコ内は取得費用：単位パーツ）						逮捕された回数 (カッコ内は罰金： 単位パーツ)		直面する問題
		夫	妻	その他 1	その他 2	その他 3	その他 4	警察	軍	
1	漁業	BP	BP	学生 (娘 7 歳)				1(4,000)	なし	経済不況
3	漁業	BP	なし	娘 3 歳	息子 0 歳			1(?)	なし	健康問題、警 察の逮捕
4	漁業・水産加工	WP 申請中 (5,500)	WP(4,500)	BP(息子)	WP(娘)			なし	なし	特になし
6	漁業	BP	BP(5,000)	BP(息子)	無職 (娘 15 歳)	学生 (娘 13 歳)	学生 (娘 8 歳)	2(7,000/4,000)	なし	貯金がない
8	漁業	BP	なし(無職)	なし (娘 25 歳)	学生 (息子 7 歳)			4(2,000 × 4)	なし	特になし
10	漁業・製氷	BP	BP	?(娘)	?(婿)	学生 (息子 16 歳)		1(?)	なし	警察の逮捕
14	漁業・ワールド・ ヴィジョン	WP(3,800)	WP(4,500)	BP(息子)	BP(息子)	BP(息子)		なし	なし	特になし
19	漁業・水産加工	BP	WP(5,000)					1(3,000)	なし	特になし
22	漁業	BP	WP(4,500)	息子 1 歳				なし	なし	夫の病気
45	漁業	WP(4,500)	WP(4,500)	息子 3 歳				1(2,000)	なし	特になし
53	漁業・水産加工	BP	WP(4,500)	WP(4,500)	WP(姪)	娘 1 歳		なし	なし	警察の逮捕
54	漁業	BP/HC (2,000)	HC (妊娠中)	学生 (息子 11 歳)	学生 (娘 9 歳)	-		なし	なし	警察の逮捕
56	漁業	BP	なし	BP(息子)	BP(息子)	-		3(0 × 3)	なし	経済不況、貯 金がない
57	漁業	BP	WP(?)	学生 (娘 8 歳)	学生 (娘 7 歳)	-		2(3,000/4,000)	なし	お金がない、 子どもの医 療費が高い
2	漁業	-	-	BP	-	-		なし	なし	特になし
7	漁業	-	-	BP	-	-		なし	なし	特になし
18	漁業	-	-	BP(100)	-	-		なし	なし	警察の逮捕、 貯金がない
21	漁業			BP					なし	
23	漁業	-	-	BP	-	-		3(230/1,000/700)	なし	特になし
50	カニ	WP(4,500)							なし	健康問題
51	カニ	WP(4,500)	BP(1,500)	息子 7 歳	息子 5 歳	娘 4 歳		なし	なし	お金がない、 健康問題、 教育問題
39	魚市場・建設	WP(3,800)	WP(3,800)	父 WP (3,800)	息子 0 歳			1(1,500)	なし	特になし
40	魚市場・(漁業)	WP(4,000)	WP(?)	学生 (息子 12 歳)	学生 (息子 8 歳)	娘 3 歳		なし	なし	特になし
43	魚市場	WP(?)	元妻	娘 7 歳				なし	なし	生活費が高い
44	魚市場	WP(?)						なし	なし	特になし
48	魚市場・ (水産加工)	WP(5,500)	ラノーン・ カード (妊娠中)	-	-	-		1(6,000)	なし	貯金がない
25	ゴム園	WP(?)	WP(?)	学生 (息子 12 歳)	娘 4 歳			3(5,000/3,000/3,200)	なし	仕事がない、 生活費が高い
26	ゴム園	WP(?)	WP(3,800)	学生 (娘 15 歳)	学生 (息子 11 歳)	幼稚園 (娘 5 歳)		なし	なし	お金がなく送 金できない
27	ゴム園	WP(4,000)	WP(4,000)					3(1,500/2,500/2,500)	なし	お金がない
29	ゴム園・建設	WP(4,200)	WP(4,200)	WP3 (4,200 × 3)	学生 (息子 8 歳)	学生 (息子 6 歳)	娘 1 歳	なし	なし	お金がなく借 金多い
32	ゴム園	なし	なし	なし(息子)	なし(養子)			1(5,000)	なし	お金がない、 健康問題

付表2-続き

世帯 番号	職 種	法的文書（カッコ内は取得費用：単位パーツ）						逮捕された回数 (カッコ内は罰金： 単位パーツ)	直面する問題
		夫	妻	その他1	その他2	その他3	その他4		
28	木こり・建設	WP(3,800)	WP(3,800)	WP(4,000)	学生 (娘12歳)	-		1(2,000)	なし お金がない
31	木こり・店員	WP(3,000)	WP(3,000)	妻妹 WP (3,000)	妻妹 WP (3,000)	夫弟	娘2歳	なし	なし 労働許可証
5	建設	WP(3,800)	主婦	息子 WP (3,800)	学生 (娘11歳)	幼稚園 (娘6歳)		なし	なし 特になし
9	建設・行商	WP(4,000)	WP(4,000)	無職 (娘15歳)	HIV (娘11歳)	学生 (息子7歳)		2(800×2)	なし 娘の HIV/AIDS
30	建設	WP(3,800)	なし	なし (息子16歳)	学生 (息子12歳)			3(800/1,000/1,500)	なし 子どもの健康 問題
33	建設・(水産加工)	WP(5,000)	なし (妊娠中)					1(0)	なし 仕事がない
34	建設・カシュー園	WP(5,000)	WP(4,900)	学生 (娘14歳)	学生 (娘11歳)			2(2,500/1,000)	なし お金がない
36	建設・(水産加工)	WP申請中 (4,500)	なし	学生 (娘7歳)	娘0歳			なし	なし お金がない
37	建設	WP(5,000)	WP(5,000)	学生 (息子14歳)	学生 (息子9歳)	学生 (息子7歳)		なし	なし 仕事がない
38	建設・ワニ園・ カシュー園	WP(3,800)	なし	娘 WP (4,800)	婿 WP (3,800)			1(3,000)	なし 特になし
49	船操縦・建設・ 除草	なし (無職)	なし (除草)	なし (船操縦・ 建設)	娘13歳	娘11歳	娘6歳	なし	なし 健康問題, お 金がない
52	運搬	-	なし	息子 WP (4,000)	-	-		なし	なし 健康問題
55	ゴミ回収・漁業	WP(3,800)	WP(3,800)	学生 (息子9歳)	学生 (娘8歳)	娘0歳	妻の弟 BP	1(1,000)	なし 特になし
35	無職(ワールド・ ヴィジョン)	WP(4,500)	タイ人	幼稚園 (娘5歳)				1(3,000)	なし 仕事がない
13	越境仲介	なし	BP(1,000)	夫妹	HIV (養子11歳)			3(2,000/5,000?)	なし 夫が働けない
11	セックス・ワー カー	-	-	WP(7,000)				1(?)	なし 心の負担
12	セックス・ワー カー	-	-	WP(6,000)				なし	なし
15	セックス・ワー カー	-	-	WP(4,000)				なし	なし
16	セックス・ワー カー	-	-	なし				2(5,000×2)	1(10,000)
17	セックス・ワー カー	-	-	なし				3(2,000×3)	1(10,000)
20	セックス・ワー カー	-	-	BP				2(2,000/3,000)	なし
24	セックス・ワー カー	-	-	WP(3,500)				1(?)	なし 絶望
41	セックス・ワー カー	-	-	WP(5,000)				なし	なし マハーチャイ に行きたい
42	セックス・ワー カー	-	-	なし				2(??)	なし 帰りたいがお 金がない
46	セックス・ワー カー	-	-	WP(4,500)				なし	1(9,000) 帰りたいがお 金がない
47	セックス・ワー カー	-	-	BP(2,500)				なし	1(5,000) 帰りたいがお 金がない

出所：2009年筆者調査。

注：囲みは、就業者。斜字は、ミャンマー居住者。網かけは特殊な単身者。

WP：労働許可証，BP：ボーダー・パス，HC：健康保険証。「カシュー園」はカシューナツ園の略。

付表3 耐久消費財の保有とラノーンへの移住年

世帯 番号	職 種	耐久消費財の入手年									ラノーンへの 最初の移住年	
		テレビ	扇風機	ラジ カセ	DVD	炊飯器	冷蔵庫	モーター バイク	自転車	携帯 電話	夫	妻
1	漁業	2008	2006		2008						1999	1995
3	漁業	2004	2004		2008					2009	1994	2004
4	漁業・水産加工	2009	2009		2009		2009		有	2008	2008	1994
6	漁業	2007	2004	2007	2007			2007	2009	2007	2001	2001
8	漁業	2007	有		2007		2008				2001	2001
10	漁業・製氷	2009	2009		2009				2007	2009	1994	2005
14	漁業・ワールド・ヴィジョン	2003	2002	2003	2003	2003			有	2002	2000	2000
19	漁業・水産加工		2009		2007						1999	2008
22	漁業	2006	2006		2006	有			2007	2009	1989	2005
45	漁業	2006	2005		2009	2005			2007	2007	1988	1997
53	漁業・水産加工	2004	2005		2004	2006			2005	2008	1994	1995
54	漁業	2009	2009		2009	2009				2009	2009	2009
56	漁業	2008			2008	2006			2008	2008	2007	2003
57	漁業	2007	有		2007	2006			2008	2007	2002	2002
2	漁業										2005	
7	漁業										2007	
18	漁業	有	有		有						2006	
21	漁業										2007	
23	漁業										2005	
50	カニ	2008	有		有	有				2009	1997	1997
51	カニ					2009					2008	2008
39	魚市場・建設・カシュー園	1999	1998		2008		2006	2005	2006	1999	1988	2000
40	魚市場・(漁業)	2007	2008		2009	2005			有	2005	1996	1996
43	魚市場		2002								1999	
44	魚市場		2003			2006					2001	
48	魚市場・(水産加工)		2009			2007				有	2003	2003
25	ゴム園	有							有	2006	1994	1994
26	ゴム園	2005							2007	2005	1979	1990
27	ゴム園									2009	1999	2005
29	ゴム園・建設									2009	2009	2004
32	ゴム園										1984	1984
28	木こり・建設	2008	2006		2008						2001	2001
31	木こり・店員	2007	2006	2009	2009	2006			2006	2008	2004	2003
5	建設	2001	2009		2006	2007	2009			2009	1994	2007 (息子)
9	建設・行商		2004			2004			2007	有	1990	1992
30	建設	2000							2006	2008	1978	1989
33	建設・(水産加工)	有				有				2007	2000	2006
34	建設・カシュー園	2005	2005		有				2006	2007	1989	1994
36	建設・(水産加工)		2002			2003					1989	1999
37	建設	2008	2008		2008	2006			2008		2006	2006
38	建設・ワニ園・カシュー園	2007	2003	1999	2008	1999			1999	2009	1994	1994
49	運搬船操縦・建設・除草	2003	2003		2003	2008				有	1987	1987
52	運搬		2007			2007				2007	死亡	2007
55	廃品回収・漁業	2004	2004		2004				有		1997	1999
35	無職(ワールド・ヴィジョン)	2007	2007	2007	2007	有	2007	有		有	1989	ラノーン にて生誕
13	越境仲介	2006	2006	2004	2006	2009				2006	1988	1992
11	セックス・ワーカー											2008
12	セックス・ワーカー											2007
15	セックス・ワーカー											2009
16	セックス・ワーカー											2008
17	セックス・ワーカー											2008
20	セックス・ワーカー											2008
24	セックス・ワーカー											2008
41	セックス・ワーカー											2007
42	セックス・ワーカー											2009
46	セックス・ワーカー									2009		2007
47	セックス・ワーカー											2005

出所：2009 年筆者調査。

注：「カシュー園」はカシューナッツ園の略。網かけは特殊な単身者。

付表4 家計所得、支出、余剰、送金

世帯 番号	職 種	月収 (単位: バーツ)	家計支出 (1ヵ月当たり)								労働許 可証そ の他借 金返済	その他	合計	余剰
			家賃	水道・ 電気・ ガス	食費	教育	交通	電話	娯楽					
1	漁業	5,750	1,200	900	3,000		2,000	450	1,500		150	9,200	-3,450	
3	漁業	4,500	2,000	1,700	3,000		0	0	0		450	7,150	-2,650	
4	漁業・水産加工	27,000	2,500	850	4,000		550	800	1,000		1,200	10,900	16,100	
6	漁業	10,000	1,200	400	6,000		600	600	5,000		500	14,300	-4,300	
8	漁業	12,000	1,800	700	2,400	120	0	0	1,000		50	6,070	5,930	
10	漁業・製氷	15,300	1,200	800	3,000		2,300	1,000		0	150	8,450	6,850	
14	漁業・ワールド・ヴィ ジョン	18,500	1,200	1,500	3,500	0	170	500	600	700	2,400	10,570	7,930	
19	漁業・水産加工	8,000	2,000	0	3,000	0	200	0	2,500	520	100	8,320	-320	
22	漁業	3,000	1,000	500	1,860	0	2,000	0	160	1,575	300	7,395	-4,395	
45	漁業	7,000	0	1,560	?	0	?	?	3,000	420	?	?	?	
53	漁業・水産加工	11,000	1,500	750	3,000	0	60	400	0	375	900	6,985	4,015	
54	漁業	3,000	1,000	200	2,000	0	10	200	0	530	200	4,140	-1,140	
56	漁業	14,100	1,000	750	5,000	380	60	150	2,000	300	1,000	10,640	3,460	
57	漁業	3,500	1,200	400	5,000	200	0	15	30	800	500	8,145	-4,645	
2	漁業	3,400							1,000			1,000	2,400	
7	漁業	7,000			300		500		300			1,100	5,900	
18	漁業	5,000							4,000	100		4,100	900	
21	漁業	5,000			750				800	0		1,550	3,450	
23	漁業	6,500							6,500	0		6,500	0	
50	カニ	5,000	350	550	4,000	0	200	0	0	380	1,000	6,480	-1,480	
51	カニ	2,500	700	700	6,000	0	?	150	900	375	300	9,125	-6,625	
39	魚市場・建設・カシュー園	10,000	0	810	6,000	0	1,500	800	0	1,350	430	10,890	-890	
40	魚市場・(漁業)	5,000	800	750	6,000	500	180	0	2,000	930	250	11,410	-6,410	
43	魚市場	3,700	1,000	300	1,500	0	0	0	2,000	530	80	5,410	-1,710	
44	魚市場	5,500	1,000	400	1,200	0	300	0	3,000	0	450	6,350	-850	
48	魚市場・(水産加工)	6,000	1,000	600	6,000	0	130	300	400	460	280	9,170	-3,170	
25	ゴム園	3,300	0	0	3,300	0	0	300	370	?	160	4,130	-830	
26	ゴム園	4,500	0	0	4,000	0	320	250	1,000	520	0	6,090	-1,590	
27	ゴム園	3,300	0	0	3,500	0	10	150	0	670	170	4,500	-1,200	
29	ゴム園・建設	15,000	0	0	?	?	?	?	?	6,175	?	?	?	
32	ゴム園	5,000	700	0	3,000	0	150	0	0	1,000	300	5,150	-150	
28	木こり・建設	12,750	0	350	5,000	0	200	2,000	0	1,630	1,000	10,180	2,570	
31	木こり・店員	15,000	0	700	6,000	0	250	300	200	2,600	900	10,950	4,050	
5	建設	14,000	0	450	2,400		150	250	0		50	3,300	10,700	
9	建設・行商	8,200	0	600	?	?	?	?	?	670	?	?	?	
30	建設	4,500	0	0	3,000	0	100	60	210	320	25	3,715	785	
33	建設・(水産加工)	4,000	700	0	2,000	0	0	200	200	420	50	3,570	430	
34	建設・カシュー園	8,000	0	250	6,000	1,200	600	300	500	2,325	1,000	12,175	-4,175	
36	建設・(水産加工)	4,800	1,000	650	3,000	600	100	0	600	1,575	210	7,735	-2,935	
37	建設	4,500	400	300	3,000	600	200	0	300	830	500	6,130	-1,630	
38	建設・ワニ園・カシュー園	7,830	500	300	6,000	0	15	300	750	1,500	1,430	10,795	-2,965	
49	運搬船操縦・建設・除草	7,000	700	400	6,000	0	0	500	0	500	1,000	9,100	-2,100	
52	運搬	5,600	700	320	4,500	0	0	200	600	2,170	80	8,570	-2,970	
55	廃品回収・漁業	4,500	1,500	400	3,500	200	0	0	0	630	200	6,430	-1,930	
35	無職(ワールド・ヴィ ジョン)	0	0	0	2,000	1,350	0	180	0	375	1,050	4,955	-4,955	
13	越境仲介	3,650	2,000	1,200	3,000	0	2,000	4,000	150	83	5,700	18,133	-14,483	
11	セックス・ワーカー	27,500		115				100		580	450	1,245	26,255	
12	セックス・ワーカー	27,500								500		500	27,000	
15	セックス・ワーカー	?								333		333	?	
16	セックス・ワーカー	?										0	?	
17	セックス・ワーカー	?										0	?	
20	セックス・ワーカー	5,500								0		0	5,500	
24	セックス・ワーカー	3,000								290		290	2,710	
41	セックス・ワーカー	7,500								420		420	7,080	
42	セックス・ワーカー	10,000								0		0	10,000	
46	セックス・ワーカー	?								375		375	?	
47	セックス・ワーカー	7,000		300	3,000							3,300	3,700	

出所：2009年筆者調査。

注：「カシュー園」はカシューナッツ園の略。網かけは特殊な単身者。

付表5 借金と金利

世帯 番号	職 種	未返済の借金（単位：バーツ）（カッコ内は金利で月利%）		
		ケース1	ケース2	ケース3
1	漁業	4,500 (0%)		
3	漁業	18,000 (0%)	1,000 (90%)	
4	漁業・水産加工	0		
6	漁業	0		
8	漁業	0		
10	漁業・製氷	10,000 (?)		
14	漁業・ワールド・ヴィジョン	0		
19	漁業・水産加工	0		
22	漁業	1,000 (20%)		
45	漁業	0		
53	漁業・水産加工	0		
54	漁業	50,000 (10%)		
56	漁業	2,800 (0%)	1,200 (20%)	
57	漁業	8,000 (10%)		
2	漁業	0		
7	漁業	0		
18	漁業	1,000 (40%)		
21	漁業	2,000 (20%)		
23	漁業	1,000 (90%)		
50	カニ	3,000 (0%)	13,000 (20%)	
51	カニ	6,500 (0%)	3,000 (20%)	
39	魚市場・建設・カシュー園	1,000 (0%)	9,000 (20%)	
40	魚市場・(漁業)	3,000 (20%)		
43	魚市場	2,000 (0%)		
44	魚市場	0		
48	魚市場・(水産加工)	1,600 (?)		
25	ゴム園	30,000 (0%)		
26	ゴム園	10,000 (0%)	10,000 (10%)	
27	ゴム園	10,000 (0%)	10,000 (20%)	
29	ゴム園・建設	19,500 (15%)	18,500 (10%)	5,000 (0%)
32	ゴム園	10,000 (0%)	5,000 (20%)	
28	木こり・建設	8,000 (?)	5,000 (20%)	
31	木こり・店員	16,000 (10%)		
5	建設	0		
9	建設・行商	5,000 (0%)		
30	建設	2,500 (0%)		
33	建設・(水産加工)	0		
34	建設・カシュー園	10,000 (15%)		
36	建設・(水産加工)	6,000 (20%)		
37	建設	0		
38	建設・ワニ園・カシュー園	5,000 (10%)		
49	船操縦・建設・除草	4,000 (0%)	3,000 (20%)	
52	運搬	20,000 (10%)		
55	ゴミ回収・漁業	3,000 (?)		
35	無職（ワールド・ヴィジョン）	0		
13	越境仲介	5,000 (20%)		
11	セックス・ワーカー	0		
12	セックス・ワーカー	20,000 (?)		
15	セックス・ワーカー	9,000 (?)		
16	セックス・ワーカー	?		
17	セックス・ワーカー	16,000 (?)		
20	セックス・ワーカー	0		
24	セックス・ワーカー	3,500 (?)		
41	セックス・ワーカー	0		
42	セックス・ワーカー	2,000 (0%)		
46	セックス・ワーカー	4,500 (0%)		
47	セックス・ワーカー	2,500 (0%)		

出所：2009年筆者調査。

注：「カシュー園」はカシューナッツ園の略。網かけは特殊な単身者。